

平成27年3月第38回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成27年3月4日第38回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

15番 高橋晃 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐 藤 雅 徳	税 務 課 長	佐 藤 邦 彦
町 民 生 活 課 長	牛 坂 昌 浩	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	西 山 茂 男	健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久
農 林 水 産 課 長	齋 藤 幸 夫	商 工 観 光 課 長	
都 市 建 設 課 長	佐 々 木 人 見	兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市
復 興 ま ち づ くり 課 長	千 葉 英 樹	都 市 建 設 課 専 門 官	市 川 仁
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 久 子	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
学 務 課 長	鈴 木 邦 彦	教 育 長	岩 城 敏 夫
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦	生 涯 学 習 課 長	熊 澤 一 弘
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 浄

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番 安藤美重子議員、7番 百井いと子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

5番。佐藤正司議員、登壇。

〔5番 佐藤正司君 登壇〕

5番（佐藤正司君） 5番佐藤正司です。

私は、通告どおり、被災旧家に残る遺産の保存について質問をいたします。

江戸時代から昭和初期まで阿武隈川舟運で栄えた港町の荒浜地区は、東日本大震

災で全域が津波被害を受けました。かろうじて残った阿武隈川河畔の町並みは、津波防御のための堤防と県道拡幅工事にかかるために取り壊しが進んでおります。この中で、旧家に残る重要な文化財が、損壊した家屋から奇跡的に救出された資料が存在していますが、この文化財の保存、活用について、町長の見解をお伺いいたします。

まず初めに、「江戸清吉コレクション」の文豪遺産についてでございます。

1点目、今回見つかった生原稿と書簡の概要についてお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 主に教育委員会の所管事項になりますから、教育長より答弁いたします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、佐藤正司議員にお答えいたします。

東日本大震災の発生後、町では県の支援をいただきながら、被災地での貴重な文化遺産を守るべく、所有者の了解を得ましてレスキュー活動を行ってまいりました。この結果、荒浜地区の旧家でありました江戸家から多くの資料を救い出すことができ、郷土資料館において一時的に保管することになりました。

資料は全部で2万点を超え、中には明治から昭和にかけて活躍されました作家や芸術家などの貴重な生原稿が240点、手紙やはがきが400点ほど見つかりました。夏目漱石、芥川龍之介、与謝野晶子といった教科書にも登場するような著名な作家のものも数多く含まれているのが、今回レスキューで得た特徴と言えます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 明治から昭和にかけてのコレクションということでございます。この江戸家の資料は、大きく分けて3つに分類されると聞いております。まず、江戸清吉さんがコレクションとして収集した、ただいま申し上げられました明治から昭和初期の部分、それに荒浜地区関連資料ですか、あと江戸家関連の商家の暮らしぶり等々の3つの部門に分類されているということでございます。これらをどのように調査、整理をされていくのかお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 貴重な資料でございますので、今後、レスキューが終わっております。

すので、文化財保護委員とか専門家とかのご意見をいただきながら、保護をどうすべきかというものを検討させていただきたいと今考えているところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 津波被害ということでの救出された資料ということでございますが、2点目に入ります。

洗浄と修復処理はどの程度終了しているのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 救出してから3年間で洗浄から保存処理、これにつきましては全て終了しております。しかしながら、貴重な資料であるために修復は必要と考えますが、被災した資料の点数が、先ほど言いましたように2万点を超えるような状況でございます。また、専門的な技術と多額の予算が伴いますので、特に重要なものにつきましては専門家と相談しながら、教育委員会といたしましては慎重に進めてまいりたいと今現在考えているところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） カビの発生、さらには劣化、破損、虫食い、ネズミ被害、接着の問題、多くのものがあるかと思えますけれども、その辺、先ほども回答でありました、重要なものは慎重に進めていくということでございます。これらをどのような、例えば歴史資料館の職員だけで行うのか、その辺の考え方を伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 郷土資料館の職員ではもう限界がございますので、他機関の方々の協力を得て、もちろん県の方も含めてですけれども、そういうほかの機関の方々のご協力をいただきながら慎重に対処してまいりたいと思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） そうですね。資料も膨大ということでございますので、県初め関係機関の方々のご協力を得ながら、さらにはこれまでボランティアとして支援いただいた方々も含めて修復をしていくことを望みたいと思います。

3点目に入ります。

専門家の協力を仰ぎながら全容解明をすべきと思うがについてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 江戸家の資料につきましては、美術品、文学作品、民俗資料など、さまざまな分野にまたがっております。全容を解明することによりまして、大きな研究成果が期待できると考えておりますので、関係する大学あるいは専門機関にご協力をいただきながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 江戸清吉コレクションの特徴ということになりますけれども、大体明治から昭和にかけての文人、芸術家の作品が中心と聞いております。これらは、清吉の生きた時代とほぼ同時代の活躍した人たちを収集されたと聞き及んでおるところでございます。

さらに、清吉は本物かどうかを作者本人、物故者等々、親近者に確かめて慎重に進めていたということが、この前の展示を見たときに記載されておりました。特に、例えば森鷗外、坪内逍遙、斎藤茂吉、竹下夢二、それぞれ記念館があるわけでございますけれども、それらの学芸員等の協力、さらには宮城大学、県内の大学との協定支援によることも全容解明につながるものと考えておりますけれども、この辺の考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、議員がおっしゃられたとおり、各関係機関と連絡をとりながら、やはり貴重な資料でございます、非常に歴史的に価値のあるものでございますので、そういう関係機関と連携をとりながら十分に全容解明を図ってまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 27年2月4日ですか、河北新報に掲載されております、内田俊秀京都造形芸術大学の名誉教授のお話でございますけれども、「都会から遠い地方にこれだけの資料が大量に集積しているのは非常に珍しい事例だ」ということをお話しされております。「江戸氏の審美眼を培った荒浜の文化レベルが高かったことがうかがえる」というコメントでございます。さらには2月15日にこれも掲載されております、日本学術振興会特別研究員の多田蔵人さん、「個人でこれだけ多くの作家の肉筆を趣味で収集することは滅多にない。津波で流出を免れたのも奇跡だ」ということが記載されております。本当に、大変重要な財産というべきものかと思っておりますけれども、やはり全容解明することがこの文化財の価値そのものにつながってく

ると思われますので、その辺の考えをもう一度お願いいたしたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 議員がおっしゃったように、本当に歴史的に貴重な財産と言ったらいいんでしょうかね、そういうものでございますので、先ほど申し上げましたように、関係諸機関あるいは大学関係者、あるいは歴史に非常に造詣の深い方々の多くのご協力をいただきながら、少しずつではありますが全容解明に全力で取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） それでは、4点目の今後の文豪遺産の活用はということでお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 資料につきましては、あくまで個人所有、江戸家のものではございます。そういうことで郷土資料館としては一時的な保管と考えているところでございます。これまでも所有者のご理解をいただいて企画展を開催して、今現在もやっているわけですが、今月の29日まで、2月14日からやっておりますけれども、こういうものを開いたら、全国からそういうものに興味ある方々においでいただきまして、大変好評を博しているところでございます。

したがって、今後も同様な企画展を開催し、多くの、町民だけではなく県内外の方々にもごらんいただけるような機会を設けてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 今現在、東日本大震災と救出された資料、企画展が2月14日から3月29日まで展示されるということでございます。この2月14日からの2週間で入館者が600人を数えているという、大変皆さんが関心を持たれております。

そこで、個人所有ということでございますが、傷みが進んでくることもあります。そういうことから、文化財を守るために長期的な見直しのもとで予防と修理を的確に実践することは、個人ではこれは大変なことであろうかと思っております。江戸家資料は文学・美術・民俗・舞楽・地域史などさまざまな分野での貴重な資料群でありますので、町がかかわって保存環境の把握、診断、予防、修理に取り組むべきかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） まさにそのとおりでございます、町としても当然貴重な財産でございますので、本腰を入れて保存に全力を尽くしていきたいと思っています。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） さまざまな手だてを講じて、文化財価値を後世に継承していくことが大事であります。文化庁の補助事業などを得ながら、文豪遺産の活用をしていくことも一つかと思えます。また、小・中学校の情操教育の活用をしながら、薰り高き文化のまちづくりも考えられますが、このような考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほども言いましたように、そういう森鷗外とか、芥川龍之介、与謝野晶子等々については教科書にも載っているわけでございます。したがって、学校教育、特に小学生の子供たち、中学生の子供たちが直接その文章というか生原稿に触れるということによって、きのう、読書のというようなこともございましたけれども、そういう子供たちに読書、こういう著名な作家の作品に触れるという機会が、そういう見学をすることによって高まるのではないかなと思っていますので、学校教育でも折に触れて校長会等でそういう機会を設けるようにお話ししていきたいとは思っております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） それでは、5点目の専門学芸員や展示ケースの拡充はについてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほど議員さんもおっしゃられましたけれども、600名を超えて、今現在もう700名を優に突破していると考えられます。恐らく、44日間ありますので、2,000名は優に超えるだろうと推測しておりますけれども、そういうふう非常に注目されている資料もたくさん含まれておりますので、将来的には文学や美術の専門学芸員を配置することはまさに望ましいと考えておるところでございますけれども、当分の間は専門家などのご協力をいただきながら調査、研究を進めていきたいと、今のところは考えております。

展示ケースにつきましては、数に限りがありますので、今回の企画展では公開で

きなかった資料もたくさんございました。展示ケースをふやすことは必要と思えますけれども、何しろ展示室のスペースが限られておりますので、今後調整しながら検討していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 文化財を守るために傷を未然に防ぐことが大切でございます。そのために、照明、展示期間を制限したり、適切な展示ケースを用いることで、文化財の展示と保存の両立を目指すことができるものと思っておりますので、温度を文化財に適した一定に保つ展示ケース、その分の購入というか、文化財に、書籍に合ったようなもの、そういうものの整備をする必要があると思うわけでありましてけれども、ただいまスペースの観点から今回公開できなかったものもあるということもありますので、その辺、展示ケースをそろえることも重要ではないかと思いますが、その辺の考えも再度お答えをお願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほど言いましたように、展示できなかった資料も多々あったわけでございますので、展示ケースというものについても十分検討しながら、そしてまた貴重な文化遺産でございますので、腐食なんかが進まないように空調なんかも十分配慮しながら対応していきたいなと考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） それでは、（2）の御城米役人「武者家」の資料について、1点目、文化財レスキュー事業で預かった資料内容についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 武者家は、ご案内のとおり江戸時代より続く亘理きっての名家でございます。武者家には町指定の有形文化財が2点ございましたが、幸いにして被害から免れ、郷土資料館と武者家の知り合いのお宅に保管されていることを確認しております。

また、県内外の研究者によるボランティア活動によりまして、武者家の文化財レスキューを実施したところ、古文書、書籍、調度品など、100点余りの資料を救出しました。これも保存処理を施して、現在郷土資料館に一時保管している状況でございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 特に、武者家の場合、18代武者宗十郎氏が収集した品々が多くあるということでございます。その範囲というか、天門山荘が押されているということで、そもそも天門山というのは武田家家臣ということで、武田氏がその名称を使ったということが言われております。これらを所蔵すれば、今展示されているわけでございますけれども、その中に伊達成実書状、さらには伊達綱村筆跡、そういうものがあるわけでございます。亙理伊達家は北海道に移住した場合に、重要な貴重なものは北海道に渡ったということでございますが、こういうものがあるということになれば、亙理郷土資料館の格付、重要性も変わってくるのかなということが思われますが、この件についてお伺いたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 亙理伊達家に関するような貴重な資料もたくさんあるわけでございます。成実書状というのもございますし、伊達忠宗書状というのもございます。そういうことで、亙理伊達家に非常に関連するようなものがございます。この前、NHKのBSでありましたけれども、亙理の邦成公が伊達市に移住するまでのそういうことも絡んでおりますし、まさに今亙理町は全国的に注目されているのかなと。マスコミでかなり取り上げておりますので、こういう歴史的な背景もございまして、武者家の所有物であるこういう貴重な歴史的文化遺産を守ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 2点目に移ります。

今後どのような活用を考えているのかお伺いたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 当面は、郷土資料館で預かることとなりますけれども、江戸家の資料と同様に調査、研究を行いまして、所有者のご了解をいただいた上で、成果等を一般に公開してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 江戸清吉コレクションの活用も同じでございますけれども、旧家個人の財産で踏み込めない部分もあるかと思えます。町としても重要な貴重な財産、文化財でもあります。相手もあることでございますけれども、十分留意されて常に親密な関係を保って、他県さらには他市町村に流出されないような心がけが一番大事かなと思うところでございますが、この辺についてどのようなお考えでしょうか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 我が郷土亙理町に根差した貴重な財産でございますので、他県あるいは他市町村に流出するという事は全くもって考えることはできませんので、十分に保存に努めてまいりたいと考えております。

議 長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） それでは、（3）の「渋谷家」の石蔵についてでございます。

1点目、大正時代の建築であり、どう捉えているのかお伺いたします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 渋谷家の石蔵は、その当時の大学教授が設計したものと伺っております。東日本大震災の津波にも流されることなくしっかりと残っており、この建物は歴史的建造物であると認識しているところでございます。

しかしながら、やはり個人所有の建築物でございます。この石蔵をどのように保存、活用していくかということは、町の判断だけでは進められないのではないかなと今現在は考えているところでございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） そのとおりでございます。個人所有という壁がございますけれども、荒浜の舟運で繁栄したその文化が失われつつあります。江戸家の土蔵もしかりでございますけれども、特に所有者の了解が得られれば、有形文化財として保存と活用をすることも一つの手法ではないかと思うわけでございます。特に、登録有形文化財とすれば、その中から重要なものについては国指定とかと段階を踏んでいくわけでございますけれども、その辺のお考えについていかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 個人所有の建造物ということでございますが、やはり貴重な建築物でございます。言うなれば亙理町の財産の一つと思っているわけでございます。その指定関係につきましては、今後、町の文化財保護委員とか、あるいは関係機関の

先生方なんかのご意見も伺いながら最終的には決めていきたいなどは思いますけれども、今の段階、そこまで行っていないところが現状でございますので、もう少し時間がかかるのではないかと思います。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） それでは、2点目の震災記念館としての活用についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私からお答えしたいと思います。

昨日の佐藤 實議員の一般質問にも回答いたしました。町といたしましては、現時点において、今現在においては震災記念施設等を整備する計画はございません。また、渋谷さんの建物につきましては、個人所有の建築物という観点から、所有者の意向を十分に踏まえながら検討する必要があるかと思っております。町一存での活用だけではちょっと無理があるかなと考えています。

なお、資料につきましては、昨日も申し上げたんですけれども、今後郷土資料館において震災を伝えられるような展示を実施していければと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 重要な石蔵という位置づけがあるかと思っております。文化財保護活用として、荒浜小学校の北側という好位置にあります。そういうことから、学校教育、さらには観光事業、それらと結びつけて、震災前の中で、きのうの一般質問の中にもありましたが、写真展示とか、遺品、そういうのを活用することも一つかと思っておりますけれども、その辺の考えについてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員がおっしゃった今までの貴重な資料を含めまして、荒浜にあのぐらいのものがあるということは我々の誇りでもあるというか、やっぱり荒浜というのはすばらしいところだなと、ひいては亙理町はすばらしいところだなと認識を新たにしているところでございまして、その活用については積極的にやっぱりやっていきたいなと考えています。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 荒浜の舟運で繁栄した地域の文化財を守り、次世代へ伝えていくことの重要性を十分認識されまして、文化財の保存、活用に努力されることを願いまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（安細隆之君） これをもって、佐藤正司議員の質問を終結いたします。

次に、4番。小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4 番（小野一雄君） 4番小野一雄であります。

私は、生涯スポーツ振興における地区体育館の運用と諸設備の整備について質問をいたします。

まず、生涯スポーツの振興においては、わたりフレンドシップ21プラン、この中で詳細に記載しておるわけではありますが、まずもってこの現状と課題、それから施策の目的、主要施策というようなことがあるわけではありますが、町民参加による生涯スポーツの振興、これが主要施策の第1番目に載せてあります。2番目として生涯スポーツ関係団体指導者の育成と競技力の向上、それで3つ目がスポーツ施設設備等の充実と効率的活用の推進、4つ目にスポーツイベント交流事業の推進とあります。

そこで、質問内容の（1）であります。それぞれの地区体育館、佐藤記念体育館も含まれますが、洋式トイレの整備状況はどのようになっておるのかということがあります。これは、全般的に男子トイレ、女子トイレがあるわけではありますが、この関係についてお伺いいたします。現状はどうなっているのか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 生涯スポーツ関係、教育委員会の所管ということになりますので、教育長より答弁いたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、小野一雄議員にお答えいたします。

現在、佐藤記念体育館には女子トイレが2カ所、男子トイレには多目的トイレが1カ所、吉田体育館では多目的トイレが1カ所、荒浜体育館では男女1カ所ずつ設置されております。逢隈のB&G海洋センター体育館には女子トイレが1カ所、これらが洋式トイレとして整備されております。

以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それぞれ介護用といたしますか、介護用とリンクする部分があるのかなど。私が調べた範囲では、介護用のトイレ、それが洋式というんですかね、ああいうふうになっておりますけれども、その他、ないところがありますよね。1番、2番関連しますけれども、例えば逢隈のB&G体育館ですか、あそこは男子トイレの関係はどのようになっていますか、2番目の関連質問になりますが。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） B&G海洋センターの体育館男子トイレにつきましては、今現在洋式ではないんですが、その理由としまして、狭隘のためになかなかそこに設置ができていないと。今後は、トイレ内のスペースを考慮しながら洋式化あるいは多目的トイレの設置を、どちらがいいのか利用者のご意見なんかを伺いながら検討していきたいと思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今、スペースの問題が出ましたけれども、ぜひ、一番B&G体育館は地区の体育館として利用率、稼働率といたしますか、使用率が高いと私は記憶しております。したがって、何とか2つのうち1カ所でいいからできないものかと。余り高級な設備は要らないと思いますので。いろんな今、技術進歩が激しいわけでありますから、限られたスペースの中でやはり活用できるような施策を考えて講じていただきたいなどこのように思うわけであります。その点を含めて、教育長どうですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 技術革新ということで、洋式のトイレもスペースに合ったようなことも考えられると思います。そういう製品があるかどうか、その辺も含めて今後検討していったって、やはり利用者が結構多いものですから、やっぱり今はもうどの家庭でも洋式化になっていると思いますので、その辺は速やかに検討させていただきたいと思っているところであります。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今後ということでありますので、ちなみにいつごろまでに検討できますかね。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 議会が終わってから、課内で職員等を含めて、あるいはいろんな諸団体の方々がいます。スポーツ推進員とか体育協会の方、そういう諸団体の方々も含めてあるべき姿というものを協議しながら検討してまいりたいと思ってございます。いつごろというところとちょっとまだ確定はできませんので、できれば今年度中には設置したいなどは私自身は考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） ぜひ、今申し上げましたとおり、一番使用率の高い体育館でありますから、ぜひ今年度中ということで期待をしておきたいと思えます。

それでは、（3）番に入りたいと思えます。

各地区体育館の使用状況にばらつきがあると。平準化は図れないものでしょうかという質問であります。まず、この点についてお伺いします。ちょっと漠然としているので、現状を含めて。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 私もちょっとこの質問はなかなか返答に困るなと思っていたところでございますが、体育館の利用につきましては、やっぱりそれぞれの利用者のニーズにどうか、目的にどうか、それに従って体育館を使用するんだらうと、利用者の方はそう思っているんだらうと思えます。したがって、全てが平準化ということとはなかなか難しいだらうと。やっぱり利用者のニーズというものが一番最優先されるんだらうと思えますけれども。

以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） せっかく昨年、荒浜体育館なり、リニューアルオープンしたわけにありますけれども、なかなか荒浜体育館の利用者が少ない。それで、やっぱり何とかこの利用率を高める手だてはないものかと。そこで私が考えるのは、いろんな社会体育事業が、生涯学習課に一元化された、全文集約されたということでもありますよね。そうしますと、例えば、それぞれの事業の振り分けをやっておるのかなと。できないものか、平準化を図るためにね。例えば、こうあったらそれぞれ互理、吉田、逢隈、荒浜で割る4ではなくて、1つでも2つでもいいから、そういう振り分け、平準化の施策はできないものかということをお聞きしたいんですが、どうです

か。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的な施策といたらいいんでしょうか、担当の課長に答弁させます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 今現在行っております事業については、海洋センター体育館と佐藤記念体育館のみで開催しております、荒浜体育館及び吉田体育館での教室等の開催は年に1回だけ、ニュースポーツふれあい教室というようなことで年齢を設けないという、年齢を不問にするような交流大会を実施しております。

以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 詳細は4番目に関連しますので、この3番目ではこういうことを申し上げて説明したいと思いますが、例えば部外の方が地区の体育館を使用する場合がありますよね。例えば吉田体育館ですと、毎年恒例の自衛隊の方々が訓練をやりますよね。あれを例えば吉田だけではなくて、荒浜に行って使ってもらうとか、そういうものはできないものなんじゃないかな。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 教育長の答弁にもございましたとおり、目的があつてここでやらせてくださいということで申請が上がってくるものですから、それを荒浜でやってくださいという振り分けはちょっと私からはできないと考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） いや、私は自衛隊に貸すなというのではなくて、中身をずっとこう継続して私も二、三年ずっと見てまいりました。訓練内容、いろいろなトレーニングをやっているんですよ。片方で、半面でやっているんですよ。狭いながらもいろいろね、お互いに。複数のグループが競合して同じ体育館でやっている、狭い中、半分に分けて。例えば、荒浜だったら全面を使って悠々できるのではないかなど。どうしてああいう広いところを使えばいいのにねというのが、こういうふうに出ているんですよ、本当に実際の話。ですから、中身はどうしても私が見る範囲では、ここの体育館でなければだめだというような訓練の内容ではないように私は思うんです。ただ担当者は、借りるほうはどうなのかと思いますけれども、その辺

を例えば窓口段階で、荒浜が寂しいからちょっとこっちを使ってもらうかと、ことはとか、そういうものは一つのアドバイスといいますか、意見として言うことはできないんでしょうかね。どうですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 貸館につきましては、あくまでも申請書が出た段階で許可するものですから、吉田体育館に対する申請であれば吉田体育館で受理するというところで、荒浜体育館があいていますから、荒浜のほうに回っていただけませんかという誘導はできるかもしれませんが、あくまでも吉田体育館を使いたいということで申請書が上がってくるわけですので、振り分けは不可能であると考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） なかなか私には理解しがたい部分があるんですが、その辺をどうなんでしょうね。例えばそれぞれの地区体育館と生涯学習課でこういう申請がありましたと。吉田体育館では何曜日に別のグループが使っているよとか、反面使いますよと、伸び伸びと使ってもらったほうがいいのではないのでしょうかというような配慮といいますか、その辺を考えても私はいいと思うんですが、どうなんでしょうね。吉田に上がったからここでなければだめだと。何かもう少し気持ちをやわらかくして対応したほうが、やるほうも私は伸び伸びといいような感じがするんですよ。本当に見ていると、お互い通るときも遠慮しながら通ったり、伸び伸びとできないですよ、あの訓練を見ていると。その辺ね、やっぱりお国を守る自衛隊さんでありますから、伸び伸びとやってもらったほうが私はいいのではないかなと思うわけではありますが、どうですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 申請に当たっては、各体育館とも空き情報は提供しております。どこのこの体育館はあいていますよということで提供はしておりますけれども、あくまでもその申請団体が吉田でやりたいという場合には吉田の体育館の申請書を提出するという、それから選ぶに当たっても車両の関係とかいろいろ、駐車スペースの関係とかがあってそのところを選んでいるんだと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 余りくどくど申し上げませんが、荒浜に立派な駐車場ができましたよね。何か駐車場が寂しいなど言っているんですよ。やはり、多くの利用者に利用していただいて、あそこに車をとめてもらいたいなど。何か私、行くたびにそう感じるんですよ。ですから、その辺を含めて、荒浜のにぎわいをつくる、やっぱり交流人口を多くする、そういったこともやっぱり町全体で考えていかなければならないのではないかなと私は思っております。これ以上議論をしてもらちが明かないなと思いますので、次に移りたいと思います。

4 番目であります。震災前に実施してきた各教室の開校を望む声があります。健康づくりの点から開校すべきと考えますが、どうかという関係であります。

この質問は、今年のちょうど1年前、3月定例会で私が一般質問をさせていただきました。震災前まではいろんな教室をやっていました。その社会体育事業としてそれぞれ今体育館窓口を集約したということでもありますけれども、各地区体育館で例えばヘルシースポーツ教室、卓球教室、悠々はつらつ教室、ピラティス教室、ソフトバレー教室、太極拳教室などずっとやってきましたね、いろんな実績にも載っておりますけれども。それで、震災以降、24年、5年と完全にこういったものがなくなって中止になってしまったね。今年の実績を見ても、全部中止、中止となっているんです。なぜ、まず中止したのか、その辺の理由からお聞きしたいと思います。お伺いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 中止の理由については後で申し上げたいと思っておりますが、震災前に実施しておりました事業につきましては、事務事業の見直しを行いまして各地区住民を対象とした事業ではなくて、全町民を対象とするような手法に変えて現在実施しております。

主な事業といたしましては、佐藤記念体育館では中高年スポーツ教室など3教室、年間42回、B&G海洋センター体育館ではいきいきスポーツ教室など2教室、12回開催しております。体育館共通事業といたしましては、各地区の体育振興会、それから各地区のまちづくり協議会がそれぞれ開催するニュースポーツ体験、これが2回実施されております。

教育委員会といたしましては、今後具体的な教室等の開催要望が出てまいりましたら実施に向けて検討してまいりたいと思っておりますけれども、その理由については後

で述べさせていただきます。

以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今、ことしの主な取り組みについて教育長から説明がありましたけれども、なぜ全町民を対象とした社会事業にしたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 担当の課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 震災前は各体育館を会場といたしまして事業を実施してきたわけでございますけれども、震災によって荒浜とそれから吉田体育館が一時使えなくなったという状況から方針転換をいたしまして、各地区住民対象ではなくて、全町民対象と変更になったものと考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 震災以降、今そろそろ4年になるんですね。間もなく4年目になる。震災一、二年は、私は理解できるんですよ。ことしの社会事業を見ると、事業内容を見ると、昨年と全く同じ、ほとんど同じ。別にどうのこうの余り言いたくございませんが、やはりなったものと思われましてはなくて、こういうふうにしましたという答弁が私は欲しい、本当の話。

それで、この窓口を一本化したという中で、いろんなまちづくり、今、課長が言ったように、まちづくり協議会とそれから生涯学習課、大変なんですよ、窓口2つなんですよ。主管課が2つになっている、担当課が。片方は企画財政課、片方は生涯学習課、実は昨年の10月26日、こういう出来事があったんですよ。これは、一つは一番最初に亘理地区のまちづくり協議会の方々との議会懇談会がありまして、私は総務常任委員会なものですから、いろいろ懇談会をやって、その懇親会をやった。その中でいろいろ荒浜地区のほうから、いや、こういうスポーツをやりたいんだけど何かいいアイデアはありませんかというようなことで話をいただいた。そしたら、亘理町内に卓球愛好者がいっぱい、それぞれの地区に住んでいる。それで、お互いの交流会をやりたいねと。震災以前はやっていたんですね、2回ほどやっていたんですが、何かああいうのを復活したらどうなんだろうというような話

をしました。それが実現した、簡単に言えばね。では、荒浜も吉田も亙理もやりましょう。そうしたら、日にちを決定したら、吉田地区で、いや、今度の吉田の卓球大会、地区の体育振興会でやるんだというようなことがありますて、地元の人ほどっちに出たらいいのかということで物すごく戸惑います。そして、その段階で1カ月半前ぐらいの話ですから、立案段階で。そうしましたら、いや、担当が違うんだと。こっちはこっち、こっちはこっちだと。担当課が違うと。まちづくり協議会は企画財政課だと、体育振興会は生涯学習課だということで、そう言われましてね、ある人から。いや、まいったなと、ああそれではしようがないなと。では、参加する人を2つに振り分けてやりましょうかというような話があったんです、実は。ですから、そこで、結果的に人数が少なくて中止になったものがあったと。そういう事例があるんですよ、実際は、話を聞いているかどうかわかりませんが。

ですから、きちっと横の連携、この社会事業においても、それぞれの地区でやっておる。しかし、これはどこの所管なのかというのがわからない。それぞれの関係でばらばらに人集めなんかをやっているんですね。ですから、横の連携はどうなっているのかということをも、私は一本化にしていきたいなと思うんですよ、こういうスポーツ関係については、それぞれの地区の体育館でやる分については。それはどうなんですか、できませんか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 体育振興会は体育振興会としての目的がございますし、各地区にありますまちづくり協議会はやっぱり単独という考えでやっているわけで、独立した機関というような形ですね。それを統一するというのは、私はちょっと難しいのではないかなと。やっぱり、まちづくり協議会はそれぞれの実態に応じて、その地域の実態に応じて、地域住民のニーズにお応えするような事業展開をしているのだろうと思います。それと、振興会が全く同じような形で、情報提供をお互いにするのはいいと思うんですけども、一本化というのはちょっと難しいと思っています。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 一本化が難しいのであれば、情報提供なり連携をとってやっていただきたい。

それで、さっきこの4番目のニュースポーツなり、決められた、何ていいですかね、総合的に誰でもいいよというような抛出なんですね、ことしの事業を見ます

と。それで、なぜ、例えばヘルシースポーツなどはことしはできない、やらない、計画しなかったんですか。お伺いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） では、担当課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） ヘルシーということに限らず、体力づくり教室、年間15回やっております、この中でノルディックウォーキングとか、ダンベル体操とか、軽スポーツとか、15回の中でいろんな体験をしていただくような事業に変わっているかと思います。

以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それでは、もう一点関連で、卓球教室はどうして計画しなかったんですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 町の社会体育は生涯学習課だけでやるのではなくて、町の各種団体ということで、バドミントン協会と卓球協会が今現在卓球教室とバドミントン教室を独自に開催してございます。バドミントン教室については夜の部年間22回、それから昼の部についても年間22回、それから卓球教室につきましては4月から3月まで毎週土曜日、卓球協会で開催しているということから、そういった各種団体の教室と競合しないように、受講生の取り合いというわけにはいきませんので今回は見送っているところでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 毎週土曜日にやっているのは、協会で行っているのは、あれは違うんですね、教室ではないんですよね。私がここで提起したいのは、震災前にやってきた本当に初心者が家庭でこの天気の良い日に何もやることのない主婦の方とか、おじいさんとか、そういう方々や初心者を集めて体を動かしてスポーツをやりましょう、そういうのが最初の卓球教室の狙いだったんですね、初心者を集めて。そして、その方が10回ぐらいのトレーニングをやって、今度終了したら愛好会に入ってまたずっと継続していく、だんだんレベルアップしていく。こういう教室の制度で

はなかったかなと私は記憶しているんですよ。ですから、今全然開催していないものですから、後継者が入ってこない。だんだんみんな年をとっていくわけ。若い者が入ってこないということでありまして、やってほしい、やってほしいと。そうするとやっぱり後継者ができて、人の交流の輪、それから活性化が出てくるなど。健康のために80近い人もやっておりますよ、教室で。今、課長が言った土曜日のあれは、それは我々はできない。そういう高齢者はできない。高校生、中学生、本当にそういう方々で、若い人であります。私が言っているのは高齢者の方々、こういったものをぜひ企画、検討していただきたい、次年度でいいですから。今年はまだ間に合わないと思います。

何かといいますと、健康づくりになるんですよ、健康づくり。よく知っているんですよ。私、いろいろやっていますけれども、医者にかからない分、本当に感謝していると。ですから、こういう日常の活動を通じて健康づくり、それから、おととですか、介護保険の保険料の値上げとかいろいろありました。やっぱり、要支援の方々を出さない、医者にかかる回数を減らす、ぜひともこういったものを、体育学習を通じて町の財政、こういったものに寄与していただければなと思っております。

それでは、最後の5番目に移りたいと思います。

町内在住の高齢者グループの体育館使用について、無料化を図ってはどうかということではありますが、まず、これについてお伺いします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 現在、亘理町町民体育館管理規則の減免規定に基づきまして、全額免除を行っているのは、町に登録しておりますスポーツ少年団、それから町立小・中学校の授業、それと町体育協会に加盟している団体が全町民を対象とする大会を開催する場合に全額免除を行っている。ただし、体育協会に加盟団体であっても、練習等で使用する場合は使用料を徴収している状況でございます。それ以外の団体につきましては、今のところ減免は考えておりません。

以上です。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今、教育長が言ったとおり、条例によって定めてあるというのは私も存じております。私が言いたいのは、そこを何とかできないのかというのが私の

質問なんです。例えば、きょうは天気がいいから外歩きとか、外に出て高齢者の方々が体を動かす、そういったものはできます。しかし、雨が降った日とか、寒い日といますか、屋外に出られないとき、何とかこういう方々が集える場所、どこなのかといいますと、例えば仮設だったら仮設集会所があるよと言われればそうなんですが、やはり体を動かすとなれば、誰も使っていない体育館、こういったところが私は有効活用になるのではないかと、このように思っております。いろんなハードルがあるかと思いますが、管理の面とか。私はそういう場をつくれないものかということなんです。かたいことを言ったらみんなわかっていますから、それはできません、お金の問題、管理の問題、いろいろある。例えば体育館の一角でもいい、何かそういうふうにすることはできないものか。みんな、きょうは何をしたらいいんだろうかと、毎日例えばゲームセンターに通うわけにもいかないだろうし、だからといって公園に行くわけでもない、行けない。そういったときのために、やっぱり体育館を開放するとか、そういうのは私は必要になってくるのではないかなと思っております、気楽に使用できるような体育館。ですから、体育館は管理権は生涯学習課になるわけですから、逆にまちづくり協議会との連携が出てくるのかなと。例えば生涯学習課でもいいんです。その辺をできないものかと私はいろいろ考えているんですが、どうですか、担当課長でもいいですから。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） そういう具体的内容でございますので、担当課長に答弁させます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 空き状況を見ながらという利用になろうと思いますけれども、あくまでも我々が管理する際には管理運営規則に従って利用していただくのが原則と考えておりますので、申請書を出していただいて利用していただくというのが大原則になろうかと考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 原則は私、十分存じております。要は、くどいようですが、高齢者のための憩いの場として活用できないのかということなんです。これ以上議論してもだめかなと思いますが、簡単に言えば、デイサービスに毎日行っている人たちもおるんですよ。その方々で、デイサービスに行くより畑仕事をしたほうがいいとか、こういう人、体を動かしたいんだという人がいるんですよ。デイサービスに

行って折り紙を折ったって、塗り絵をやったって治らないと。外に出て草むしりをやったり、体を動かしたほうがよっぽどいいという声も聞いています。現に私の知っている人もおります。ですから、憩いの場として活用できるような施策を少し今後とも考えていきたいと思っておりますので、何かいい知恵があったら拝借したい、このように申し上げておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時10分 休憩

午前11時18分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、2番。高野孝一議員、登壇。

〔2番 高野孝一君 登壇〕

2番（高野孝一君） 2番高野孝一です。

2項目について質問いたします。

まず初めに、1項目め、新公認マラソンコースの設定についてです。

私の記憶でありますと、亶理町では平成5年から全国高校駅伝競走大会宮城県予選会を開催していたと記憶しております。震災前の平成22年まで、回数を数えると約18回、公認亶理マラソンコースで開催しておりました。平成15年には北海道の代表者も含め、東北地区高校駅伝競走大会も開催されたような記憶もございます。

しかし、東日本大震災で開催が不可能になり、場所を栗原市若柳地区に移し、26年度は10月に男子が41チーム、女子が24チーム参加し大会を行っている状況です。今年、27年度になりますが、栗原市では新たに公認マラソンコースを申請して、同年27年度の大会からそのコースを使用、初年度ということで、その模様を放送局、テレビで放送すると聞いております。高校駅伝の里と言っても過言ではないくらい亶理町での大会は定着しておりましたが、震災から4年が過ぎ5年目を迎えます。今後早急にコースの設定、日本陸連公認検定を受けるべきと考えます。

そこで1項目、（1）亶理町震災復興計画の実施計画では、新公認マラソンコース設定事業として以下のように掲載されております。「亶理町、山元町にまたがり

設定していた公認マラソンコースが県道等の全壊箇所があり、今後かさ上げ工事も考えられることを考慮し、亘理町単独の新公認マラソンコースを設定していく」と掲載されております。28年度には公認検定料5万円の事業費が計上されております。多分5年に1回の更新の料金と思われま。それで、更新ではなく、前倒しして新コース設定に取り組むべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 教育委員会所管ですので、教育長より答弁いたします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、高野孝一議員にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、震災以前は県道相馬亘理線を利用しまして、わたり温泉鳥の海の西側を起点として、山元町坂元字磯浜で折り返すコースを利用してまいりました。町といたしましても、一日も早い再開を望んでいるところでございます。

このコースで再公認検定を受け、今後活用するのが最も早いと思われま。しかし、県道の未改修部分があること、あるいは県道の線形の見直し計画など、不確定な部分が現在ございますので、県の動向をもう少し見ていかなければならないと現在考えておるところでございます。

さらには、宮城県陸上競技協会、あるいは近隣市町村との合意が必要となりますので、今後、調整等の時間も要するのではないかと今現在考えているところでございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） その震災復興計画の中に、亘理町単独の新公認マラソンコースを設定していくとしておりますけれども、ちょっと2番目に入ります、しておりますけれども、例えば具体的にやはり県道亘理相馬線を使うのか、丸々別のコースをと考えているのか、その辺の考え方はどうですか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 震災後、これまでさまざまな町内でできるコースがあるか、実地踏査しながら検討してまいりました。その結果、やはり交通規制の理解を得やすい、やはり県道相馬亘理線が最適ではないかと今現在考えているところでございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、この震災復興計画では亘理単独の新公認とはいうものの、やはり山元町まで乗り入れてコースを設定するというふうになると思うんですけども、亘理町に関しては従来どおりの県道亘理相馬線で、山元町の境まで行きますけれども、山元町の場合は今度そこからかさ上げ道路を県道として位置づけているわけですが、そのコースを使うと理解していいわけですか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、具体的なコース等なので、担当課長から答弁させます。

議 長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 新しく整備される県道相馬亘理線で実施したいと考えております。

以上です。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、前倒ししてできませんかといっても、そのコースとなる場所が整備されないとできないとなりますけれども、では一番順調に工事が進んで、その整備が終わる年度はいつごろなんですか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 県道相馬亘理線で所管が県ということで、その辺はちょっとまだ情報が入っておりませんので、具体的に何年になるかというのは今のところつかめておらない状況でございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 震災から4年が過ぎて、5年も月日がたっているわけですよ。それで、工事がいつごろまで終わって、その時点が平成何年になるかわかりません、29になるか、30になるかわかりませんが、それをちゃんと目標を立てて、その時期に検定をとるということはもう既にやってもいい時期ではないですか。もう5年がたつんですよ。4年が過ぎて、5年目ですよ。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 検定については、町の陸協の方々とも協議しながら今進めている状況にはございますので、今後、陸協の方々とも協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 陸協の側からすれば、やはり大体この辺のコースでいつごろという提示があれば、その基本に乗っていろいろお話し合いができてくると思うんだよね。やはり、コースなり検定をとる日時等を早急に具体的に練り上げるべきではないかと私は思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 陸協の会長さんもかわりましたので、その辺、新しい体制での亶理町の陸協になるので、次年度以降早々にお互いに話し合いというか、協議を進めて、コース認定に向けた具体的な取り組みについても話し合いを深めていきたいと思っています。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） では、3 番目に移ります。

やはり、高校駅伝等も含めてスタート・フィニッシュ、従来でありますと、震災前は鳥の海温泉の直線道路をスタート・フィニッシュにしておりましたが、できれば、陸上競技場を使ってスタート・フィニッシュができればなど。テレビなんかで見る限りでも、京都で行われる全国駅伝でも、やはり西京極という陸上競技場を使っただけのスタート・フィニッシュですので、今後亶理町でも災害危険区域の土地利用の中で、陸上競技場を整備すると思えますけれども、やはりその陸上競技場と公認コースを一体的に考えてコースを設定すべきと思うんですけれども、その辺の考えはどうですか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、鳥の海の陸上競技場については計画段階でございます。新たなコースを申請する際、県の陸上競技協会のご意見をいただきます。すぐさま認定をいただけるように設定していきたいなど、今現在ではそう考えております。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 陸上競技場といっても、高校駅伝だけで使うわけではなくて、ちょっと昔のことなんですけれども、その陸上競技場ができた経緯というのがわかればちょっと教えていただきたいんですけれども。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的なことは担当課長に答弁させます。

議 長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 陸上競技場の整備については、都市公園の一部として整備されたものと認識しておりました。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それは、どういう利用者を対象にしてあの陸上競技場をつくったわけですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 亘理町民の健康増進のために利用するというのが最大の目的かと思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） その中に、例えば亘理郡の中学陸上競技大会等も開催したような記憶があるんですけども、そういうある意味大きな大会もそこで開催できるということをつくったということもありますか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 観客席を設けておりますので、そういった大きな大会を持つてくるということも考えての建設だったと思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それで、これまでの陸上競技場の走行するレーンは何レーンありましたか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 6レーンでございました。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 例えば中学校でいいますと、亘理が4つ、山元町が2つ、ちょうど6つあるんですけども、実はこういう陸上競技の場合は、1レーンを除く場合が多いんですね。そうした場合に、やはり7レーンか、8レーンないと、やはりちょっとした大会が開催できないと。

あともう一つは、亘理郡中学陸上のほかに、岩沼で行われています小学陸上なんかも、もし整備されれば、荒浜でできないこともないということを見据えた場合に、今後、震災での復興交付金で整備される鳥の海温泉の場所の競技場は何レーンで整備するような計画でありますか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 災害復旧工事で実施しますので、もとの復元という形になりますので、6コースになろうかと思えます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） ですから、今、私が言ったように、基本が6コースはわかります。ただ、今後の大会も含めれば、もう1レーンを、それは多分自腹になるかどうかわかりませんが、1レーンふやして建設するという方法も絶対選択肢の中にあるはずなんです。そういう検討はしましたか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） あくまでも復旧事業でございますので、6レーンという形で進めております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） では、復旧した後に1レーンをふやせる可能性はありますか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） でき上がった時点で検討してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、次にその陸上競技場の公認という部分なんですけれども、岩沼は第3種です。当然お金がかかります。整備もかかるし、申請料、維持費がかかりますけれども、できれば高校駅伝の公認コースで走らせるという観点からいけば、陸上競技場の施設も公認を取ればいいのか。ただ、基本的に合成ゴムの舗装でなくても、土でも私はいいと思うんです。では、第何種で取るかという、やはり第4種くらいが一番ベストなのかと思うんですけれども、その第4種の公認を取れるような検討はありますか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 最低の公認は取れるかと思っております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） では、すぐに郡陸とか、小学校陸上を持ってこるかこないか、それは私の考えであって、もしそういう整備が充実できると、それをわかって各種大会を、その荒浜の陸上競技場でやりたいという方が、という団体がいれば、前向きになって取り組んでいただきたいと思います。

では、4番目です。

シティマラソン、俗に市民マラソンという言い方をしますけれども、これは大変人気です。毎年5月に開催されております約1万3,000人が走る仙台国際ハーフマラソン、これはことしの申し込みが1月13日の20時、夜の8時から、これはネットの申し込みでございました。エントリーを開始して約1時間半で定員に達したという状況です。昨年は3日くらいで定員になったんですけれども、やはり人気が出て、年々早まってきているという状況です。

日本のマラソン大会の人気百選というのがございます。その百選の種目は、ほとんどハーフマラソン、フルマラソン、そしてウルトラマラソン、100キロマラソンなんですけれども、そういうのが百選に入っていると。当然、仙台国際ハーフマラソンもその百選に宮城県で唯一入選しているという状況です。

そこで、復興マラソン、今のところ復興マラソンなので、ちょっと場所を変えながらやっていますけれども、折々は整備されれば、その陸上競技場かいわいをスタートするような形になると思うんですね。そのときに、種目、最長10キロメートルですけれども、仙台国際ハーフマラソンの人気度も考えながら、やはり亘理町でもせっかく公認コースを取るのであれば、やっぱりハーフマラソンなり、フルマラソンをすれば、参加者が当然ふえます。そうすれば、よく町長がお話ししている交流人口がふえると、そうなれば亘理町のなりわい、にぎわいのまちづくりにつながると考えております。そういうような種目をふやすということを考えてはおりますか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） シティマラソン、過日行われた東京マラソン、あれは抽選のくらい大変な人気だと私も認識しております。現時点では、本町におきましては、新たな種目をやることについては考えられないと。まず、公認コースの設定について努力していきたいと考えております。その公認コースが認められ、設定が行われた後に、種目等をふやすことについては十分検討していきたいなと思っているところでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 高校駅伝、2004年、平成16年でしたが、育英高校が第55回で全国大会、フルマラソンのタイムが2時間1分30秒、これはまだ実は破られていないすごい好記録なんです。それを代表予選会で走ったのがこのコースと位置づけられても

おりますし、そういう駅伝の里というイメージを走るランナーの方たちに、ああ、ここで育英の選手が走ったんだなという感じで来ていただければすごくいいと思います。

例えば、今年度栗原で行われた大会、選手だけでも、男子41団体で7区ありますのでこれだけで287名、女子が24チームで5区なので122、選手だけで約400名来ているわけです。当然、これに随行する監督や補欠の生徒、それぞれの選手の保護者がいっぱい来るわけですよ。ただ鳥の海温泉にお話ししても、千五、六百来れば、多分旦那さんが走れば奥さんが来ると、子供が走れば親が来ると。ですから、参加者の約倍、1,600人いれば3,000人以上の方が亶理町の会場に集まってくるという状況です。それを一つの交流人口と捉えた場合、その場にいた町外の方や県外の方、来た人ははらこ飯なり、豚汁とかをごちそうになりますけれども、そのほかにちょっとした弁当とかおかずとかを持ってきて、一杯の缶ビールを飲むとか、また地元のお土産を買っていくという人も私はいると思うんですよ。例えば1人1,000円を使って、1,000人の方が買い物をすれば約100万円、そこで動くわけです。高校駅伝もそうです。せっかくそういう人がいっぱい集まった機会に、やっぱりここで亶理町のPR、物を売る、お金を落とす、大きく捉えれば地方創生にもつながるわけですよ。だから、そういう取り組みが私は欠けていると思います。

確かに、はらこ飯を食べてもらえれば、近くのお店屋さんに行きますけれども、実は我々も、私も参加しますけれども、やはりその敷地内の片隅に売り場があることで、そこに買いに行くんですね。それが道路のそっち側に店舗を持つと行きません。やっぱりそういうレイアウトも含めて、こういうお金を落とす仕掛けというのは絶対必要だと思うんです。これは駅伝、マラソンだけではありません、亶理町のイベント、全部に言えることですけれども、そういうことに対してやはり町の活性化、町のにぎわいも含めて検討すべき事項ではないかと思えますけれども、その点についていかがですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） まさに議員がおっしゃるとおりで、交流人口をふやす、そしてまたそのイベントに対する付加価値をつけて、亶理町の特産物を購入していただいて、経済の活性化にもなるわけでございますので、コースがきちっと決まった段階で、さらに交流人口がふえるような運営方法も今後検討してまいりたいと思っております。

す。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 公認コースがなくても、毎年、復興マラソンをやっているわけですから、ことし試しに一度そういう販売ブースを設けるような取り組みができればなと思いますので、ぜひ前向きに検討して実施してもらえればと思います。

それでは、2点目の太陽光発電施設の誘致について質問いたします。

亙理町震災復興計画にある東日本大震災の津波で被災した沿岸部、吉田東部地区の74.9ヘクタールに太陽光発電施設を誘致すると、14日の朝刊の紙面に掲載されました。誘致することで本町の対応などを伺います。

まずは、初めに（1）かなり大規模なメガソーラーのようですが、第4次総合発展計画にもありませんし、太陽光発電施設を誘致する町の位置づけとしてあるのかどうか、伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 吉田東部地区では、東日本大震災により、農地及び施設等が壊滅的な被害を受けたわけでございます。また、被害前のイチゴ団地は耕作者が新しいイチゴ団地へ移動したことや、震災により主要耕作者が亡くなったことから、耕作者不足による農地未利用地の増大が危惧されておりました。

町では、被災地域の単なる復旧にとどまらない先進的なまちづくりの観点から、被災者のニーズも踏まえ、圃場整備事業と一体となった再生可能エネルギーの誘致を図る構想とし、平成23年12月に策定した亙理町震災復興計画において、当該事業につきましては、吉田東部地区を「産業誘致・再生ゾーン」と位置づけております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、震災復興計画に位置づけられるということだと思います。そこで、今回山佐が来ますけれども、これは扱いとすれば企業誘致となるわけですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 企業一部という性格も持つと思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） ちょっと難しい判断の答えなんですけれども、以前、エム・セテッ

クを誘致したときに、亶理町の中央児童センターの屋根に太陽光パネルを設置し、かつ鳥の海温泉の敷地内にも太陽光パネルを設置して、町民に太陽光の発電をアピールしたという時期があったと思いますけれども、今回はそのメガソーラーを吉田地区に設置して、そういう町民に何かの形でアピールしていくような考えとかはあるんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 言うまでもないんですけれども、平成20年8月に亶理町環境基本条例を制定しております。そこでもって、「環境への負荷の少ない地球にやさしいまち」、これを基本方針に掲げておまして、地球温暖化の防止施策の一つとして新エネルギー設備の導入、これを実は立案しております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） では、2番目に行きます。

パチスロメーカー山佐が事業主体であります、その山佐が本町での事業を開始します。そこで、事業内容、年間の発電量、昨日、年間収益20億円という説明がございましたが、これは年間の売電額のことかどうか。その数字と、あと稼働時期はいつになるのかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 太陽光発電につきましては、山佐株式会社が事業主体となります。吉田東部地区への太陽光発電施設の設置を行い、全量売電の発電を行う計画であります。発電量でございますけれども、これは年間ではなく時間当たりで説明させていただきますけれども、4万9,500キロワットでございます。平成26年3月28日に設備認定を受けております。

今後、事業化に向け、地権者、それから事業者及び関係機関との協議もありますが、現在の事業者の計画では、土地の一時取得、設備工事を経て、運転開始につきましては平成30年度になる見込みであります。

また、あくまで概算でございますけれども、今言われましたように年間の売電収入、昨日も申し上げました約20億円と会社から伺っております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それでは、事業内容をちょっともう少し詳しくお聞きいたします。

当然、土地を取得しなくてはなりません。そうすると、また造成、そしてパネル

を設置するという経費がかかるわけですが、土地取得費が幾らか、造成費が幾らか、設備費が幾らか、それを取りまとめて総事業費は幾らかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私が伺っているので、約200億円前後かなということで伺っておりまして、もし詳しいことであれば企画財政課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 土地取得費につきましては、これは地元説明会が終わっておりますが、1反歩あたり40万円、平米に換算しますと400円ということで、農地部分の面積については約56ヘクタールございますので、約2億円ちょっとかなと。残りの分については、今、町長が申しました総額で200億円でございますので、残りについては設備投資費というような、これはあくまでも企業側から聞いたお話でございますので、概算でそのぐらいかかると伺っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 造成費なんかは詳しくわからないですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 企業側から総事業費ということで、今言った造成費等についても、今後高低差、それから敷き砂利がどのくらい必要なのかというのを合わせて、総額で200億円ということで伺っておりますので、申しわけございませんが、造成費のみについては幾らというのはちょっと回答できかねます。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 山佐さんが農地で取得するわけですよね。そして、それを転用して多分雑種地扱いになるのかな。当然農地ではない固定資産になるわけですが、そこでその農地転用した土地及び、パネルを設置すれば固定資産税、土地とパネルの固定資産税が町に納税されると考えられます。それぞれの納税額と俗に言う町民法人税は幾らになると計算しておりますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これは町側でざっとの試算なんですけれども、約20年間ということで、20年で固定資産税につきましては土地というよりはいわゆる設備のほう

ですけれども、それで約17億4,800万円ほどを見込んでおります。それから、法人事業税については、これも試算ですが約3億8,600万円、合計しますと21億3,400万円と見込んでおります。ただ、これについてはあくまでも試算ということでお話しさせていただきます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 大変町への貢献度が高いすばらしい会社なんですね。新聞等も含めて、あときのうの質問での町長のお答えの中で、売電収入の一部を6次化の推進や排水機場の管理の補助を行うと説明がございました。その売電収入の一部とは具体的に幾らになるという説明でありますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これも本当に概算なんですけれども、今言った20年トータルで地元貢献、これについては最終的には基金積立で町のほうに積み立てるようになると思いますけれども、合計しますと、約ですけれども1億7,000万円ほど見込んでおります。今申し上げましたように、土地改良費の排水機場の運転費、あるいは6次産業化のための基金ということで、今後町では活用していきたいと考えております。総額の約5%に相当する額でございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） ちょっと電卓がないので計算できませんけれども、1億7,000万円を20年間といいますと、年間800万円ちょっとということでもいいんですね。はい。

あとは、敷地の関係ですけれども、きのうの説明では74.9ヘクタール、これは最終的にこの面積でおさまるといえることですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、この事業計画については、農地を非農用地にするということで、圃場整備の手法の非農用地の創設換地ということで、特別に農政局から許可をいただいております。

この74.9ヘクタールの根拠につきましては、これもざっとなんですけれども計算しますと、互理の世帯数、これが昨年時点なんですけれども1万1,522世帯で計算しますと、1世帯当たり電力消費量がおおむね月300キロワットアワーと計算しまして、年間で3,600キロワットアワーと想定しますと、その1万1,522世帯をカバー

する電力消費量については約42メガワット必要ということで、これを近隣の今既にできている例えば岩沼の臨空メガソーラーが浜のほうにありますけれども、あるいはあと石巻でも今発電が始まっていますけれども、その事例から平均をとりますと、1メガ約1.75ヘクタールと計算しますと、面積で約75ヘクタール、この分が亶理町民の世帯を全部カバーできるというような企業側の計算で今回土地取得しようというような計画でございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） なるほど、ちゃんとしっかりと計算してこの面積が出ているということで。

それで、吉田東部地区はメガソーラー対象敷地はこれだけではないですよ。たしか100ヘクタールくらいあったような記憶があるんですけども、では残りの二十数ヘクタールに関しては今後どういうふうに考えていますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 申すまでもなく、畑地を合わせて70ヘクタールぐらいになろうかと思えますけれども、田んぼについては圃場整備ということで、畑もそうなんですけれども、畑、田んぼについては圃場整備をやるということ。これを誘致することによりまして、その畑地も生きてくるという判断をしております。現に、ここに進出しようという企業も実際来ておりますし、これから今度は逆にむしろ畑地の利用が、田んぼのほうは何とかやっていけますけれども、畑地の利用がむしろ促進されると私は踏んでいます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、亶理町でのメガソーラーの誘致はこれで一つ決着をつけると、はじめをつけるということでいいわけですね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） これは後申し上げますけれども、なかなか誘致とこのメガソーラーのあるというのは至難のわざでございます。ですから、これはまだ事業が始まるわけですから、終わったわけではないですから、これからが大変なんです、また。ですから、まずこれに全力を挙げたいということでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君）　きのうの説明だと74.9ヘクタールのうち54.6ヘクタールが地権者の同意をもらって買収が可能だという話を聞いております。残りの20.3ヘクタールについては、今継続中かなと思うんですけども、例えば74.9ヘクタールの地権者が何人で、20.3ヘクタールの方たちはそのうち地権者が何人かはわかりますか。

議　長（安細隆之君）　企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君）　それでは、土地の内訳については、74.9ヘクタールのうち56.4ヘクタールが農地です。いわゆる個人の所有の農地でございます。差し引きしますと18.5ヘクタールですか。この残りの分については、道路、あるいは公園、それから防集で買い上げました土地、ですからいわゆる18.5ヘクタールが町有地でございます。それで、この56.4ヘクタールの農地については、先ほど説明申し上げました吉田東部地区の圃場整備事業の中で、非農用地の創設換地、特別減歩ということで、その土地を現地に持つておられる方だけではなくて、いわゆる吉田東部地区の関係者全員、ですから三百何名ちょっと、今記憶がないですけども、約300名ほどから一律に土地を出していただいて買うというような方式でございます。今聞きますと、減歩率については約20%、2割ということでお話を承っております。

以上でございます。

議　長（安細隆之君）　高野孝一議員。

2 番（高野孝一君）　地権者から了解をもらわないと、そこだけパネルが設置できなくなるし、ちょうど真ん中だけだと、ヘリコプターかなんかでその土地に行かないとだめになるので、やはりこれはしっかりした同意をもらうようになると思うんですけども、そこで、例えば今までの企業誘致等の土地の買い上げの仕方とすれば、町で買い上げることによって、たしか5,000万円までは無税という対応をしていたと思うんですけども、今回、山佐さんが直接土地を購入すると。そうすれば、購入して代金の支払いをすると。そうすれば、少額でも、小さい金額でも納税額が発生するということが考えられます。そうすれば、地権者からの同意を得られなくなる懸念もちょっと考えられるのかなと思うんですけども、その辺はどうなっていましたか。

議　長（安細隆之君）　企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君）　これについての所管については農林水産課になりますが、圃場整備事業の説明会とあわせて、この内容について3回ほど説明会をさせていただきます。

いています。その中では、先ほど申し上げました単価について40万円、これについては圃場整備の評価額と同額ということで説明申し上げまして、農家のいわゆる関係者の方々からは反対者の方は誰もいないという話をお聞きしております。

それで、先ほど言った特別減歩見合いの創設換地ということで、300名の方から同意いただいて減歩するわけですけれども、仮に例えばその中で相続の関係で土地が提供できない部分についてはやっぱりやむを得ずその分は除外する形で、そういった形で個々にこれから面談して、同意聴取をしながら土地を買収させていただくという予定でございます。

あと、土地関係については、これからあと次の説明で多分申し上げますけれども、土地改良区、それから県、町等が入りまして、多分覚書というような形で取り交わして締結するような形になると思います。最終的には圃場整備の清算金という形で地権者の方々にお金が分配されるというような予定ということで伺っております。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 事業の内容でもう少しお聞きしますけれども、当然発電すればそれなりのしっかりした送電線が必要になるわけです。従来の町なかにあるような電柱では対応できないので、改まった送電線が必要かなと思います。それで、災害復興計画の実施計画には、27年度用地交渉、線下補償で7,000万円、あと28年度が送電線整備事業で42億円とあるんですね。今回の山佐が来ることによって、この7,000万円と42億円で送電線を整備するとなるわけですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、これについては山佐側で下請会社と事業精査をした結果、まず送電線の鉄塔については1基のみでカバーできるということで、いわゆる吉田東部地区の圃場整備の地区外に隣接する部分に送電線の鉄塔を1基設けます。これについては、お聞きしますと約4,000万円ほどということでできるそうです。

それから、送電線の送電設備については、町側では当初新しいルートで送電線を全部引き直すという計画でしたが、これも山佐で計画を精査した結果、既存の送電線を利用する形であれば、いわゆる線を太くするだけで今のをカバーできるということで、経費が、試算した結果、かなり安くできるということで、この事業費についても先ほど言った200億円の中に含まれるということでお聞きしております。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） はい、わかりました。

それと、26年度企業誘致ということ、企業進出ということで、コスメティック・アイダと第一バスケットの説明がございました。この2社に関しては、津波被災地域雇用創出企業立地補助事業の対象となっておりますけれども、今回の山佐の太陽光発電設備に関しては、この事業は対象になるんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、通常の企業誘致と違いまして、いわゆる設備の設置だけでございますので、経済産業省の補助とはまた例外だということでお聞きしております。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、土地取得に関しても設備の投資にしても、まるっきり補助がないということによろしいんですね。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） はい、そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それでは、3 番目です。

せっかく企業誘致ということで、イコール雇用の創出というのも期待できるわけですが、それに対して具体的にご説明をいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在のところ、管理につきましては、電気主任技術者兼管理人1名の採用のほか、パネル清掃及び草刈り等を業務委託し、1回当たり20名ないし30名程度の雇用計画と伺っております。また、建設工事ピーク時の全作業員につきましては、1日当たり150名程度を想定していると伺っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、常勤で改まった雇用という形の人は、その電気系統の多分専門職になると思うんですけれども、1名となるわけですね。1名でよろしい

んですね。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） はい、そのとおりでございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） これは資格がないと多分携わることができないんですけれども、当然地元を優先として募集するという形になるわけですね。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、冒頭で申し上げました農政局との復興整備計画での承認という形で、地元貢献策の一つとして地元雇用も優先的に行うことということで記載されていますので、今後雇用についても地元を積極的に雇用するというので伺っております。

以上です。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） では、4番目に移ります。

契約の提携、立地協定のことですけれども、実はきのう議会が始まる前に控室で議長から3月6日に協定を結ぶという説明がございました。それで、どこでどのような内容の協定書なのかを伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 今後、太陽光発電事業用地における町有地につきましては、圃場整備事業の特定用途用地換地で町有地を事業用へ集約し、事業者側と町で土地の売買契約を行う予定であります。また、事業用地の大部分を占める農地につきましては、非農用地の創設換地、先ほど企画課長から言いましたように創設換地で圃場整備事業の地権者から一定割合で土地を提供していただき、それらを事業用地へと集約いたします。

予定地といたしましては、県、亘理土地改良区、事業者側、いわゆる山佐株式会社でございますけれども、との間で覚書を締結いたしまして、集約した農地は亘理土地改良区が一時取得することで調整を行っております。その後、事業者側と土地改良区が売買契約を締結し、事業者側は土地代金相当額を一旦土地改良区へ支払います。そして、土地代金は換地清算金として農地を提供していただいた農家へ支払われる予定でございます。

なお、これらに先立ち、事業主体の山佐株式会社、圃場整備事業で土地を創出する宮城県及び亶理町の3者で立地に向けた協定書を締結したいと考えております。

私の手元にはまだマスコミには言っていませんけれども、実はあさって議会から議長さんをご都合悪いようなので、副議長さんが出席ということで伺っております。あさって、県でこの協定書を締結したいとこのように思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 本来であれば、素晴らしい企業が亶理町に来ていただくということなので、うちの議会でも特別委員会がございます。企業誘致支援特別委員会がございますので、その辺の説明もあってしかるべきかなと思います。できれば、その協定書を結ぶ前に、そのパチスロの山佐さんの経営の内容とか、どんな仕事をしているのかとか、そういう資料を、調べればわかるんですけども、そういうことも実は必要なかなと思います。

私は、今回この山佐さん、エム・セテックのことがありましたので、やはり石橋をたたきながら渡っていかなくてはならないのかなということで、ちょっとネットでウィキペディアというのを閲覧して、この会社はどういう会社が調べてみました。これはパチスロのほかに、飛行機と船舶のリースをしているんですね。2014年はボーイング社とエアバスに飛行機172機、船舶を16機所有してリースしているという状況です。リースしている飛行機会社はルフトハンザ、ドイツですけども、あとカルタスとか、中国国際空港とか、いろいろあって二十数社にリースしていると。そのほかに、飛行機を毎年1,000億円程度購入しているという内容です。また、26年度の貸借対照表、バランスシートを見ますと、資産総額が5,605億円、とんでもない数字の資産を持っている山佐さんでございまして、一応安心はできると思いますが、今回の太陽光発電事業、産業用ということで20年の買い取りは補償されております。

そこで、来年、28年度も実は家庭用電気の自由化云々とか騒がれておって、今後の電力事情というのは大変不透明ですけども、やはり20年間はしっかりあの場所で買い取っていただいて、さらにパネルも劣化するので、やはり新しくして、またさらに15年、20年とお願いしていただいて、その辺の確約もとるべきではないかと思うんですけども、その点についていかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） まずもって、今、山佐さんのことに触れられました。大変ご心配をおかけしました。確かにおっしゃるとおり、もともとパチスロメーカーから始まったんですけれども、事業を拡大しまして、例えばこのメガソーラーは、私の記憶が間違いなければ恐らく200メガぐらいまでもう平成14年に拡大していますから、互理町の4倍以上、全国でもう展開しています。ですから、満を持しまして、先々週の日曜日と月曜日にかけて、岡山まで行きました。その前に社長が3回ほど私のところまで来ていただいて、そのこともありましたので、満を持して実は伺いました。一言で申し上げますと、経営者としても、それからまた人柄としても超一級の方でございますから、安心していただけたと思います。

それから、今後いわゆる20年後の展開でございますけれども、これは、今言いましたように電気の業界、これからの方向も、今、議員がおっしゃったように相当変わります、制度的にですね。ですから、今ここで何だかんだというよりも、まず先ほど申し上げたように、この事業を成就させるということが先決だなということで、今のお話はその後ということにさせていただければと思います。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） はい、わかりました。では、5番目に移ります。

町長は2月14日の河北新報朝刊で、「いずれは町内でのエネルギーの自給自足につなげたい」と述べております。ちょっとイメージが湧きませんので、具体的にいつごろどのような形であるのかお考えを伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在、我が国におけるエネルギー事情は、福島第一原子力発電所の事故以降、大変厳しい状況下にあります。今回の計画が実現されたならば、本町において町内の全世帯分、現在1万1,522世帯分の年間電力使用量を賄うことができます。現在、国では、エネルギー関係につきましてさまざまな検討を行っております。現在の制度上は難しいことは承知しておりますけれども、将来的に可能であれば、地産地消の考え方で、本事業で発電された電力を使用する形で、町民の暮らしや町内の生産活動に活用できればと考えております。

いつごろからかということですが、今申し上げましたように当面は売電

でいくということで、売電によってのいわゆる山佐さんの経営、計算をしているわけですから、経営的にやっていけるということで、まずこれがいちばん基本になると思います。その後ということになろうと思います。地産地消といいますけれども、きのうも佐藤アヤ議員の質問の中にあつたわけですが、やっぱり我が町が持続可能な町になるためには、どうしてもやっぱりまず食料の自給、それからエネルギーの自給、これが一番肝要かと思います。特に私の場合は戦争が終わった時で3歳でございますから、大変ひもじいところで育っています。米は闇米で育っています。それから、エネルギーについてはこの里山それぞれの集落がいわゆる組合をつくってしまして、下刈りしたりなんだりして、電気以外のものについてはこの里山で賄ったと、いわゆる自給の中でやってきたと。日本はここまで非常に豊かになったんですけれども、去年の貿易赤字は物すごいですね。これをマスコミは何もやっていないということに私は相当危機感を持っております。食べること、エネルギー、これはもう普通だと思っておりますけれども、これはもう大変なことなんです。ですから、我々、持続可能な社会というのは、まず亙理町はこれを自給自足していきたいというのが基本的な考え、その一環でございます。

議員もご存じのように、記憶が間違っていたらごめんなさい、発災以降、議員も恐らくこの太陽光エネルギーでは何社かお連れしたような記憶があります。私の役場のほうにも相当、例えばNTT初めそうそうたる企業が来ましたが、みんな門前払いでございます。今回ここまでたどり着けたというのは、私も針の糸を通すようなもので、奇跡的なものでございます。ですから、この事業については絶対完遂したいなという覚悟を持っております。

このことは、先ほど言いましたように、エネルギーの確保のみならず、残った吉田東部地区の農地、この活用に絶対プラスになっていくと思います。そうでないと、140町歩の農地がそれこそ雑草だらけになるなという非常な危機感を持っていましたから、この事業は絶対成功しまして、今回の震災からあの吉田東部地区がよみがえりたいとこのような強い気持ちを持っていますから、ぜひ議員各位におかれましても、この事業につきましては絶大なるご支援をお願いしたいとこのように思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 将来、その電力を買う相手先も我々が携帯電話を選ぶと同じように

いろんな選択をする会社がふえてくると思うんですよね。東北電力があつて、多分山佐発電所があつてみたいな形でね。そこで、我々が使い勝手のいい電力会社を選んでそこと契約して、金額的にもほとんど安いというようなことで地産地消を推進していくという理解でよろしいかと思うんですけれどもね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） かつて、亶理の高速道路が出るとき、私も実は民間委員として役場の会議に出ました。そのときはどちらかという、いつも言っていますように、私、パークタウン構想、いわゆる亶理は都市公園という位置づけをしております。したがって、景観というのを非常に大事にしまして、あそこ、町の田んぼを横切ったらまるっきり眺めが悪くなるから、どちらかという山手か、それから東根あたりを通して、うちのほうは、亶理は高速道路のほうのいわゆるインター、2本ぐらもらったほうがいいというのが私の考え方ですけれども、ある方が、やっぱり通ってなければインターにするといっても、これはチャンスがないよという考え方。今回の震災で本当に大防御的役割と、今度は鳥の海のところに、高屋のところですか、インターが出ますけれども、あつたおかげでそうなのかなと思いますけれども、このメガソーラーがあるおかげで自給の一つの足がかりができると、そういう考え方でございます。そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） わかりました。では、最後の6番です。

今後、公共施設への設置計画はあるかについてですが、実は私、震災後にこのコカ・コーラ復興支援基金、これは被災地の学校へ太陽光発電もしくは蓄電池の設置費用で約3,000万円、太陽光でいいますと上限が20キロワットの費用を全額負担するという事業でありまして、その情報提供を当局側にしたんですが、その後何のこともなかったんで、この質問通告にさせていただきました。

ところが、その後日、3月議会を前に町長の施政方針の中を見ましたら、荒浜中学校に設置工事をする助成金が歳入の欄にあるということで安心したわけですが、今後そのほかに今建設中の吉田並びに荒浜保育所、既存の小・中学校、今後改築されるとする小・中学校や公共ゾーンにこれから建つ公共施設、そのほか町の公共施設物に対して、太陽光発電とセットで、夜は発電できませんので、そのセットで蓄電池の設置にやっぱり取り組むべきと考えるんですが、具体的にあ

れば返事をしてもらってもいいですし、なるべく公共施設の屋根には設置していくという考えがあるかどうか、その辺を伺いたと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 具体的にはちょっと言及はできないと思いますけれども、考え方について申し上げます。

本町では、平成20年8月に亙理町環境基本条例を制定、同条例に基づく亙理町環境基本計画を策定して、「環境への負荷の少ない地球にやさしいまち」を計画の基本方針に掲げまして、地球温暖化防止策の一つといたしまして、新エネルギー設備の導入を推進してまいりました。

これまでに、太陽光発電設備設置助成を実施し、町営温泉施設や児童センター等の公共施設への太陽光発電設備の導入も進め、現在は、災害公営住宅の一部及び荒浜中学校での太陽光発電による設備や防犯灯の設置を行っております。今後、可能な範囲において、クリーンエネルギーを活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） やはり世の中の流れで、今回原発事故でクリーンなエネルギーということで、国民、町民が意識を改革しておりますので、ぜひその小さい子供たちにはこの太陽光パネルの意味も含めて教育していくということも必要なもので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

これで、質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、高野孝一議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は1時20分といたします。休憩。

午後0時19分 休憩

午後1時15分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を進めます。

一般質問をする前に皆さんに申し上げます。

説明員欠席について申し上げます。復興まちづくり課長及び都市建設課長が県との急な会議のため欠席をしますので、ご了承願います。

次に、一般質問を続けます。

次に、7番。百井いと子議員、登壇。

〔7番 百井いと子 君 登壇〕

7番（百井いと子君） 7番百井いと子です。

私からは、働く婦人の家における今後の活用について質問いたします。

働く婦人の家は、昭和58年に働く婦人及び勤労者家庭の主婦の日常生活に必要な援助を与え、その福祉の増進に寄与するためという目的で建設されました。現在は、逢隈地区交流センターとしての施設の重要性がますます高まっています。東日本大震災以降、逢隈地区の人口は増加し続けており、さまざまな活動を行うための広さが十分に確保されない状況になっております。

そこで、このような状況に対処するために、逢隈地区まちづくり協議会と連携し、改修も視野に入れた構想を進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 百井議員が申されましたとおり、亙理町働く婦人の家につきましては、平成25年7月に逢隈地区の地域協働のまちづくりと地域住民の福祉の推進を図ることを目的に、逢隈地区交流センターを設置しており、私も逢隈地区の地域コミュニティの形成を図っていく上で非常に重要な施設であると認識しております。

逢隈地区の人口増加に伴い、現在の施設では各種活動に際して広さが十分確保できないとのことですが、町内にはほかに十分な広さを確保できる施設がありますので、地域の方々には多少ご不便をおかけすることになると思っておりますけれども、それらの施設をご利用いただければと思います。

また、施設の改修につきましては、現在、町においては復興事業を初め被災された方々の生活再建のための事業を最優先として取り組ませていただいております。現段階で施設改修の具体的な計画はございませんので、今後施設の利用状況等を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7番（百井いと子君） 逢隈地区の人口が1万人を超えた今現在、働く婦人の家は地区の住民が親しく交流できる唯一の施設であり、最も重要視されるべき場所ではないかということです。町長もただいま申しましたが、平成25年7月から町内の各支所を地区交流センターと名称を改め、地域協働のまちづくりに関する業務を行い、地域の交流やコミュニティ形成を図り、地域に親しまれる施設としてまちづくり協議

会と連携を図りながら、効果的、効率的な行政サービスを行っていくということですが、これは具体的にどういうことですか。お聞きします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亶理町のすごいところはやっぱりそれぞれの前の4町村に交流センターがあるということですね。これは同レベルの町村では余り例がないのではないかなと、交流センター初めいろんな体育館を初めあります。これはやっぱりそれぞれ今までの生活を大事にしようという一つの亶理町としての伝統的なあらわれではないかなと思います。そういった点で現在の施設があろうかと思います。基本的には、箱物というか、いわゆる施設だけで完結しているわけではなくて、一番大事なのはやっぱり地域に住む方々の、何と申しますかね、ソフト面ではないかなと思います。

一つの事例としましても、例えば学校が幾ら立派になっても、学力、体躯、あるいは精神面でも必ずしも向上するかという決してそうではないのと同じように、全て施設で完結するものではないと。むしろ住む人々の考え方なり行動様式なり、それが決定してくるかなという考え方を持っております。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 例えば逢隈地区老人クラブ連合会は年1回総会を働く婦人の家の集会室で開催しておりますが、集会室が2階にあるため階段を使用しなければなりません。集会室は全て畳です。高齢者にとって滑りやすい階段とか、長時間の正座は苦痛以外の何物でもないと思います。また、地域の交流やコミュニティー形成を図り、地域に親しまれる施設づくりを目指すのであれば、子供から大人まで気軽に利用可能な場所を提供していただきたいと思っております。改修といっても大げさなことではなくて、例えば階段のステップに滑らない工夫を施すとか、集会室の畳をフロアにし、机と椅子に置きかえる、そのような改修も無理でしょうか。お聞きします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私は基本的には、箱物というものについては、やっぱり身の丈に合わせて整備すべきだと。まず財政があつての話ではないかと思えます。冒頭に申し上げましたように、現在復興事業に専念すべきであるということでございます。今後の亶理町の財政につきましても、今現在再建を進めているもの、ランニングコス

トも生じてきますし、非常に財政的には厳しいものがあると思います。そういう面では非常に慎重にやっぱり取り組むべきだと。むしろ、現在ある施設をいかに有効活用していくか、これは地区だけではなくて、町内全部でございます。

実は、そういう面ではまだ教育長とお話ししていませんけれども、逢隈地区にも実はそういう施設はないわけではないんですね。ただ管理の面で、先ほどもいろいろ話が出たわけでございますけれども、管理の面でやっぱりクリアすべき場面が出てこようかと思えます。しかしながら、町内にある施設を利用していくところがまず最初ではないかなと考えております。

議 長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 町長のおっしゃることもわかるんですけども、現在ある施設を私は活用すべきとそういう観点から質問しているわけです。もし、改修ができないのであれば、建物の構造上無理とか、そういう状況で無理があるとすれば、例えば昔からある昭和54年からある座椅子を座り心地のいいものにかえるとか、あるいはちょっとした発表ができるような、収納可能な舞台を備える等の改善策もとれるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 内部の改築、改修については、ほかの議員の質問であった例えば和式を洋式トイレにかえるとか、そういった面で改修の余地がある分については、今後利用形態あるいはその利用状態を勘案しながらということで、これについて今すぐどうのこうのというお話ではございませんが、やはりセンター長もいらっしゃいますので、その辺と協議しながら、今後の利用形態も考えながら、必要であれば部分改修になろうかと思えますけれども、その辺については今後その利用形態等を勘案しながら検討していきたいということで考えております。

以上です。

議 長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） わかりました。

東日本大震災から間もなく4年が経過します。復興公営住宅等もほぼ完成し、被災された方々には生活再建のめどがつくころと思っております。今後のまちづくりを考える上で、町当局がなすべき仕事は、この両面を同時進行させていかなければならないということではないでしょうか。このことに関してはどのように考えてお

りますでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員がおっしゃるとおりでございます。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 現在、逢隈町民連絡所と逢隈地区まちづくり協議会は同じフロアで業務を行っており、そのことで地域を構成するさまざまな情報を素早く得ることができます。人口減少が進んでいる現在、コンパクトなまちづくりにシフトしていかなければならない中で、このような体制こそが最も望まれる体制ではないかと思っております。今後もこの体制を維持できるのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、逢隈地区交流センターの職員と逢隈地区まちづくり協議会職員が同じ事務所内において、互いに協力し連携をとりながらまちづくりに関する業務を行っており、大変良好な関係で事業が円滑に進んでいると把握しております。したがって、今後も現体制を維持してまいりたいと考えておりますが、逢隈地区の今後の人口増加等の推移を見ながら、スペース等については検討してまいりたいとそうふうに思っております。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 逢隈地区は、震災後唯一人口が増加し続けております。日本政府は地方創生を掲げて、地方の再建に本腰を入れ始めました。今までのような箱物をつくれれば人が集まってくる時代はもはや終焉を迎えたのではないのでしょうか。先ほど町長も申しましたが、私もそうふうに考えております。今こそ互理町はその先進モデルとして発信できる取り組みを全国に先駆けて進めていくときであると考えます。まちづくりは人づくりと申します。そのためにはまずやれることからやっていくということだと考えております。今後のまちづくりのあり方を根本から見直し、地域を元気にすることから始めていっていただきたいと考えます。町当局の考えを伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まちづくりと地方創生ということだと思うんですけども、議員がおっしゃいますように、まずもって一番大事なことは住む方々がその地域に自信を持っていただくと、誇りに思ってもらいたいということ、これが一番大事だと思いま

す。私が常に言うております交流人口の増大、いわゆる人を呼び込むためにはまず何が大事かということなんですけれども、まず住んでいる方々が自分の地域に対して絶対的な自信を持っていただく、あるいは住むことに喜びを感じてもらおうと、それにはまず再発見をしていただきたいということを考えております。このことにつきましては、近々庁舎内で作業を進めるようにしてまいりたいと思っておりますけれども、そこにまちづくり協議会の当然いろんなご依頼というか、お願いすることもあると思っておりますけれども、一番大事なことは、自分らの住んでいるところの歴史、史跡を含めまして、俺たちのところはすごいなということをもまず認識していただきたいと。

この互理町は、いわゆる環境、経済、文化面で、先ほども佐藤議員の一般質問でもあったんですけれども、すばらしいものが我々町民が思っている以上にございます。それに気づかないのが多いのではないかなと私は判断しております。それをぜひ町民お一人お一人にその場その場で気づいていただく、まずそのことから始めたいと。そのことによりまして、住んでいる喜びということはずその人そのものが輝いてまいりますから、やっぱり輝いてきますと周りというのは集まってきます。自分の町に誇りを持つことによって外にも発信できるということでございます。今回のまちづくりの基本はそこに持っていきたいなと思っております。

議長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 逢隈の人々は自分の地域を心から愛しております。逢隈シンポジウムが年1回開かれておりますが、進歩的な意見がどんどん、どんどん出てきます。その中でこの働く婦人の家のことも毎年話に上っております。ですから、なるべく早くにみんなが集まれる、楽しく過ごせる場所にこの働く婦人の家をしていただきたいと心より願って私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、百井いと子議員の質問を終結いたします。

次に、15番。高橋 晃議員、登壇。

〔15番 高橋 晃 君 登壇〕

15番（高橋 晃君） 15番高橋 晃です。

私からは、通告どおり1問、子どもの権利条約の制定についてお伺いいたします。

最初に、子どもの権利条例についてお話しする前に、その前提となっております子どもの権利条約について若干説明をさせていただきます。

1989年に国際連合で児童の権利に関する条約が採択されております。その中で中心と考えられている権利が、生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして参加する権利、こういったものが中心に組み立てられております。同条約は、日本では1994年に批准されております。その後、この条約をもとにして各自治体で子どもの権利に関する条例が制定されていきます。一番先にこれに取り組んだのが川崎市で、2000年にこの条例が制定されております。現在では約100の自治体でこういった条例を制定、もしくは検討しているという状況だということです。県内でいいますと、もちろん私が調べた限りなんですけれども、石巻市でこの条例を制定しております。ちょっと前提を踏まえまして、では私の質問内容に行きたいと思います。

1 問目の最初の前文のほうですが、いじめ、体罰、虐待及び経済格差と子供を取り巻く環境は厳しいものとなっております。このような状況であればこそ、私たち町民は子供たちの生命及び子供の尊厳を尊重した上で、子供をともに地域を支える仲間と捉え、子供に安心して過ごせる場所を提供し、温かく見守りつつその成長を支える責任があると考えております。さらに、子供に生命、それから子供の権利の大切さを伝え、自己の存在の尊さを自覚させるとともに、同様に尊重すべき生命及び権利を持つ他者をも尊重する、敬う態度を育てる責務があるとも考えております。

こうした理念を踏まえまして、町民に子供の権利をまず広く普及させる、そして子供の権利の内容及びそれを保障する仕組み等を定めることによって、子供たちに優しいまちづくりを推進することを目的として、我が町でも子どもの権利条例を制定すべきではないかと考えております。

特に、私が考える中で、重点を置きたい項目2点が次に述べられているんですが、子供が自分の意見等を自由に表明できる機会を確保するために、子供の自主性・自発性を生かした施策を充実するとともに、もう一点、いじめや虐待など、子どもの権利侵害からの救済、回復に重点を置いて、そういう機関が独自に調査、検証それから審査を行って、問題解決のために徹底した支援を行う、こういう組織を構築していくべきではないかということが念頭にあります。

以上のことを踏まえまして、具体的な質問内容に移させていただきます。

(1) 番です。まず、我が町の町民に対する子どもの権利普及への取り組みの状況についてお伺いいたします。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。福祉部門から申し上げますと、11月の子ども虐待防止推進月間に、お知らせ版などでの啓発活動や、毎年ではありませんが、町広報紙に特集の記事を掲載し、どんなことが虐待か、虐待が子供に与える影響、通告先など、周知しております。町ホームページでも子育て・教育のコーナーで同様にお知らせしております。

また、平成25年度において、町内保育所、幼稚園において、保護者や年長児を対象にした人権擁護委員による子どもの権利に関する啓発活動を行っております。議員もご承知のとおり、次世代育成支援行動計画におきまして、施策の一つとして児童の人権の確保を盛り込んでおり、先ほどの啓発活動などを事業として取り組んでおります。

さらに、平成27年度からは、子ども・子育て支援事業計画の中で、引き続き取り組むこととしており、子どもの権利に関する啓発、子どもの人権教育の実施、人権相談事業などを事業として計画しております。

また、教育委員会関係では、各学校において、町民生活課と連携し、人権擁護委員による人権尊重の精神を育むことなどを目的として人権教育に取り組んでおります。

各教科において、中学校社会での「人間尊重と日本国憲法」、家庭科「子どもの成長」など、人権と関わる単元で人権教育を行うとともに、道徳の時間や特別活動におきまして、相手の立場を尊重し、豊かな人間関係を育てる教育を実施しております。

さらに、生涯教育関係では、子どもの居場所づくりとして、親子で参加していただく親子あそび創作教室を年4回開催し、陶芸・米粉パン作り・アウトドアクッキング・木工教室を通じまして、コミュニケーションと絆を深めていただいております。

また、子ども見守り隊は、町内各小学校に約300名の登録がありますので、年1回合同で防犯に対する研修会を開催、また青少年育成のための指導者に対する研修会、各小・中学校の校外指導委員会への活動補助を行っているところであります。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） ただいま、さまざまな分野で取り組んでおられる状況をお伺いいた

しました。

それで、ちょっとお伺いしたいところがあるんですが、そういった取り組みとして行った上で、その評価のほう、どれだけ普及している状況にあるのか。その教育の結果はどういうふうに出ているのか、そういった調査は行っていますかということなんですが、実は私もいろいろこれに関するものではないんですけども、2014年度にNHKが権利に関する質問を一つ出していまして、日本国憲法に書いてある権利は、これは書いてある項目が日本国憲法の権利に当たりますかという質問があって、私が考える以上に多くの方が、実は納税を国民の権利であると答えているんですね。そういう状況を聞きますと、やはりきちんとこういった教育、もしくはその指導を通して、この権利の本当の意味と中身を指導していかないと、なかなかこれは本当の意味での権利というのは浸透しないのではないかなという危機意識を持ちました。

それでもう一度、それを踏まえてなんですが、そういった取り組みを行った上で評価はどのようになっていますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 福祉課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 先ほど申しあげました福祉部門の関係の人権の関係を含めて、次世代育成支援行動計画、毎年の進行状況を子ども未来ネットワーク協議会において報告しまして、いろいろとご意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） そうですね。これからスタートするところの部分があるかと思しますので、やはりこういった部分、権利の部分は生涯ついてくる分野でもありますので、町からも機会があればこういった権利の内容を広く伝えていただければと思います。

それでは、（2）番に移ります。

我が町における子供の自主性・自発性を生かした施策への取り組み状況について伺います。先ほど伺った部分に若干出てきたかと思うんですが、改めてこの辺、ご答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

各児童館などでは、児童館まつりの企画を子供たちが行う、例えば子供たちの間で流行しているアニメ等をテーマにしてやろうとか、コーナーの一部を子供たちが担当し、その内容と役割を決めたりといった、子供たちの自主性・自発性を伸ばす取り組みをしております。また、保育所年長児のお別れ遠足でも、子供たちがいろいろと自分の考えを出し合い、行き先を決めている状況でもあります。

子ども・子育て支援事業計画では、子供たちもまちづくりを担う町民の一人として、自覚と責任を持って主体的に参画していくための仕組みづくりに取り組むことにしており、今後、各年齢層に応じた機会づくりに向け進めていくこととしております。

また、教育委員会関係については、町内小中学校と亙理高校が連携し、人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で自己の役割を考えさせながら、よりよい生き方を求めさせる志教育に取り組んでいるところであります。この取り組みを通じて、「災害支援ボランティアや除雪活動など、みずから進んで他者のために働こうという機運が高まった」とか、「資格取得や学習成績の向上など自分なりの目標を設定し、継続的に努力する傾向が高まった」などの成果が報告されております。

次に、町内の各小・中・高生の代表による「わたり未来づくり発表会」を開催し、自分の将来や町の未来について自由な発想で意見を発表していただいております。また中学生による「少年の主張仙台大会」には各中学校持ち回りで代表生徒を推薦し、自分の考えを発表していただいております。子供たちの考える力を成長させるためにも、今後とも継続して実施してまいりたいとそのように思っております。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） ただいま、さまざまな取り組みについてお話しいただきました。私も一つ、先ほどお話も出てきましたが、わたり未来づくり発表会、私も発表のとき参加させていただきました。各学校等の代表が非常に自分の意見を本当に自由に表現していたなという印象は持っております。

先ほどもう一つ、町長から考える力ということでキーワードが出てきたかと思えます。例えば先ほど言ったわたり未来づくり発表会ですが、あれをもう少し拡大す

るというか、違う形から開催できないかなとは考えております。やはりあの場面というのは、学校等で考えてきたことを、その場で各学校の代表者が読んで評価をするという形ですが、もう少しこういう機会ですから、各学校の代表者が交流できるような場を設けたほうがよろしいのではないかと考えております。ここではありませんが、ほかの例えばその条例を制定しているような自治体ですと、子ども議会、子ども会議という名称をつけて、中身についてはまだ多分発展段階だと思っておりますが、名前をそういった形に変えて、名前はどうでもいいかと思っておりますが、中身として交流をして話し合いをさせて、そこで何かを一緒に決めていく、そういう過程を通じて子供たちというのは本当に学ぶことができるのではないかと考えております。評価ということでありましてけれども、その議論をする過程で、どういう過程でこの結論に至ったのか、相手の意見を聞きつつ自分はこう主張した、主張のあり方、主張の仕方、タイミング、いろんなことをその場で学べると思います。そういった緊張感を持って考える力をつける場、こういったものを少し亘理町でも取り入れていったらいかがかと思っておりますが、その点、ご意見いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいまの議員のご提案につきましては貴重なご意見ということでお伺いしておきたいと思っておりますけれども、現在までやっておりましたわたり未来づくり発表会の開催の件でございますけれども、岩城教育長も長く講評その他で携わったので、現在の状況について教育長から返答申し上げます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 震災後、亘理の復旧・復興を子供たちはどういうふうに考えているのかということで、以前は青少年健全育成の中で意見発表会という形だったんですね。震災が来た年の11月にわたり未来づくり発表会と名称を変えまして、子供たちの考え、もしそれがすばらしい考えであればもちろん町政に生かすという考えもございましたので、そういう名称で各学校2名ずつ、ただ高屋小学校だけは人数が少ないので1名なんですけれどもね。高等学校も含めると20名、男女各1名ずつやっております。

これは発表ということなんです、先ほど町長からお話があった志教育、実は17日、子どもサミットの第2回目をやります。各学校の代表2名ぐらいが来て、志教

育についての今年度の総括、そしてまた次年度の考え方を各学校の子供たち、独自の考え、意見を述べ合ってもらう。そして、来年度、27年度の方向性を示すということで、私も参加するつもりでありますけれども、そういう機会は志教育の中ではとっております。そういうことで子供たちが活発に自分の意見を発表し合って、そして交流を深め、そして結論を得ると。聞くところによると、来年度はヒマワリの種を各学校でまいて、大きなヒマワリに育てて、ゆくゆくは逢隈の河川敷に植えて、亘理町のキャラであるわたりんの格好をつくりたいという考えが今ちょっと出ているようなんです。それが具体的になれば大変すばらしいなと私は思っていますので、全く子供たちの会議がないというわけではございませんので、その辺、認識していただければと思います。

以上です。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、志教育等を通じて、さまざまに子供たちが議論をする場というのは今も行っているということでお伺いいたしました。そういったことも踏まえてなんですけれども、今までやっているということでしょうけれども、やはりきちんと位置づけをして、子供たちが議論をした、そして出してきた意見に対して、やっぱり調整、先ほどそれを尊重するようなお話は出てきましたけれども、後の話になるんですが、条例という形で子供たちがきちんとそれは権利と言えるかどうかわかりませんが、町政に対して自分たちの意見をきちんと発表して、それを受け入れてもらえる、それを、後で配ることになりますが、条文化してはどうかということの後でお話しさせていただこうかと思っております。

ちょっと先に進めさせていただきます。（3）番目の質問です。

もう一つ私が、先ほど挙げた2つ目の重点でありますけれども、いじめや虐待など、子どもの権利侵害からの救済、回復を目指した取り組みの状況についてお伺いしたいと思います。ご答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 児童虐待においては、児童虐待防止法や児童相談所運営指針に基づき、県の児童相談所、警察、学校、保育所などの児童福祉施設、そして主任児童委員や民生委員、児童委員など、関係機関と連携し、迅速に対応しております。

また、子ども未来ネットワーク協議会の専門部会であります要保護児童対策部会

においては、県の中央児童相談所や保健福祉事務所職員も部会員として構成しており、虐待を受けた子供や家庭への援助方針や対策の協議を2か月に1回行っている状況でございます。

また、教育委員会関係では、全ての小中学校において、いじめ防止基本方針を定め、学校全体でいじめについての共通理解を図り、いじめの早期発見や児童・生徒への支援について定めているほか、学校教育活動全体を通じて、社会性や円滑にコミュニケーションを図る能力を養うなど、いじめに向かわない態度、能力の育成に努めております。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、町の取り組みについてお話をいただきました。それで、昨今、いじめと申しますか、最近も川崎市で痛ましい事件が起きましたけれども、ああいった人権侵害に対して、例えば今現在、法務省子どもの人権110番ですとか、それから文科省でやっている24時間いじめ相談ダイヤル、もしくはチャイルドライン、こういった電話番号が一般的に表示されることがあるんですが、本当に困ったときに電話するこの番号なんかは、町としてはきちんと広報いただくか、もしくは周知いただいているんでしょうか。お伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町民生活課長からお答えします。

議 長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） 各種電話番号等につきましては、人権擁護委員の一環としまして、冊子の配布、それから各小学生におきましても、人権教室を開いております、その際に児童・生徒に配布しております。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） ぜひ、本当に困ったときに、やはりダイヤルで聞いてくれる人が1人でもいるということを安心して心に持っておけるように徹底いただきたい。きのうの答弁でありました「いかのおすし」でしたかね、何かそういった用語をつくるなり、語呂合わせで、子供たちがいない場合にすぐにダイヤルできるようなそんな工夫もしていただければありがたいなと思っております。

それで、今を含めてこの人権に関していろいろ対策を行っているということでお

話をいただきました。この問題に私が重点を持った根拠なんですけれども、当局からこういった子育て支援に関する調査結果報告書というのをいただきまして、その中で関連項目等を全て読ませていただきました。特にまずこういった事態が生じた場合に、重要なのが相談業務だと思っております。実際、この資料の3ページに載っているんですが、相談業務に関する特に一般質問、やはり意識の高い方がこういった質問を寄せてきますので、この部分を重点的に読ませていただいたんですが、正直に言いまして町に対する信頼が余り芳しくないような状況の意見が続いております。具体的に職員の態度、それから業務に不快な思いをしたとか、相談に行きづらいと、もっと相談しやすい環境をつくってもらいたいと、こういった意見もあります。そういったことで、まず環境を一度見直ししていただいて、せめて町民がきちんと相談したいときに垣根なく来られるような状況、これがまず私は必要だと思うんですが、その点、いかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） これは、仕事に対する基本的なことだと思うので、この点については十分徹底していきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） それで、同じこの調査報告書の中で、私がこれを入れた根拠なんですけれども、例えば学校という項目が5ページにありまして、学校についてという個別の意見の中で、小学校の先生が信用できないので相談できないと、やっぱり困っている方がいるということですね。全部ではないと思いますが、一部こういった方もいるということですね。それから、同じ6ページのその他の場面で、やはりいじめの相談窓口が欲しいという意見が1件出ております。ここまでたどり着く方法がわからないのか、周知が足りないのかいろいろ原因はわかりませんが、少なくともやはりきちんと受け止めてくれる施設が欲しいということでは共通しているのかなと思っております。

そういう意味で、私が今考えていますのは、やはり町としてはその一般の相談業務はそうなんです、こういったデリケートな面もありますので、私としてはこういった状況をきちんと受けとめる相談組織というのをつくるためには、ある程度町から独立して、自分が例えば相談に行ったときに、それがいろいろほかに漏れるということはないんでしょうけれども、やはりいろいろわさなんかで伝わったりす

ることもありますよね。そういったこともありますし、例えば子供たち、私も教員だったものですから、いじめに関する問題にもかかわったことがございます。いじめられている側の生徒に聞きますと、大体返ってくることは共通してしまして、1点目は親に知られたくないと、親に心配かけたくないというのがまず子供側から出てきます。もう一つは、例えば相談とかの話をしますと、だって学校に言うと、お父さん、お母さんに言うんでしょ、大人に情報が漏れるんでしょ、そう言われてしまうとなかなか私はしゃべりづらいんだよねという意見が返ってきます。やはり、そう考えると、学校とか町から独立してきちんと最後までその子に寄り添って、何か月に1回開いていますということではなくて、やはり継続してそういう子供たちを守っていかないと、一旦おさまったと思ってもまた再発するんですね。そういうことを考えると、そういった独立してきちんとそこの子に寄り添う組織というのが必要だと考えているんですが、その点いかがでしょうか。ご意見をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員がおっしゃるように、やはり親身になっていろんな相談に乗る機関というのはぜひ必要だと思います。これらにつきましては、いろんな可能性を探りながら、恐らくその人選も非常に大事になってくると思いますし、いろんな可能性を探りながら検討していきたいとそのように思います。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） それでは、今までのを踏まえまして、（4）番目、4点目の質問に参ります。

子供に対する施策を総合的、それから計画的に実施するために、住民の参加を促しつつ、子どもの権利条例制定の考えはどうかということについて、ご意見をよろしくお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 子供は言うまでもなく町の宝であり、かけがえのない存在であります。我が国には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があり、さらに、児童福祉法におきまして、第1条で「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」ことや、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」ことが定めされ

ております。この原理は、児童に関する法令の施行に当たって、常に尊重することになります。また、平成6年に、児童の権利に関する条約に批准を行っておりますことは、先ほどご承知のとおりでございます。

今般、子ども・子育て支援法等の規定により、子ども・子育て支援事業計画を定めることとなりますが、基本理念として、「すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のあらゆる人たちが、子どもと子育て家庭を支え合うまちづくり」を掲げております。また、各基本目標として、「子どもの心身の健やかな成長を支える」ことや、「子どもの人権の尊重と安全・安心を守る」ことを掲げ、児童家庭相談の充実、人権教育の実施、子どもの権利に関する啓発、保護者や地域との連携による防犯活動の実施等々、継続して各種事業に取り組むこととしております。

議員がご質問の子どもの権利条例の考えにつきましては、この計画内容を広く周知していくことで、町民の参加や協力を促し、子どもの人権についても理解が深まるものと考えておりますので、今のところ制定は考えてはおりませんが、今後、所管である常任委員会と意見交換を行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今ご答弁いただきました。確かに総合的な計画を積み重ねていって、それでも間に合うという部分があるかと思うんですが、まずこの条例の制定の意義ですけれども、例えば亘理町子ども・子育て支援事業計画案、かなり詳しく父兄に対しての子供支援に対する内容が整っているかと思えます。こういったこれを含めて人権も含めて、総合的にしかも計画的に継続的にやっていくためには、やはりきちんと条例、文字に残すということですね。それによって計画的に進められるのではないかと考えております。例えば、積極的な町長が進める中で、町長が交代した中でこういうのが後退する、今度はこういったのが出てこなくなるということになると、やっぱり計画としては非常に不十分に終わってしまう可能性もあるわけですよ。だから、そういう意味でまず一つ、継続的で安定した施策を実施した上で、条例をつくる方向で検討していったほうがいいかということです。

それから、もう一つです。もう一つの意義としましては、縦割り行政の克服ですね。これを総合的に実施するためには、各課ごとの縦割りの状況では対応できなくなると思えます。やはりそれぞれの専門分野が集まってきちんと話し合いをして決

定していくという過程がないと、十分な支援には結びつかないと考えております。その点でも、ぜひいろんな課が横断的に一つの問題をプロジェクトとして考えて検討して、住民に対して反映していく、そういう意味でも一つ位置づけとして重要ではないかと考えております。

それから、先ほど私が重点で挙げた2つ、子供が表明する権利、それから人権侵害に対する救済、それから回復、こういったことをきちんとシステムとして制度として位置づけていくために、やっぱり文章をちゃんと残して、条例の中に位置づけられているということはやはり違うと思うんですね。そういったことを踏まえてさらにお伺いしますが、すぐということではなくて、きちんとこれから検討を始められるということはいかがでしょうか。ご意見をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この議員がおっしゃる件につきましては、条例が全てではないと思います。その前にやることはやっぱり子育てで大事なことは慈しみが一番だと思います。いじめ等については、議員もご出身の亘理小学校の100周年で、あそこの記念碑は哀情ですね。相手への思いやりといいますか、思いやる気持ち、これがあるわけでございます。ですから、それら先ほど申し上げましたように、今回、町民の方々に町のいろいろな考え方、まず周知することから始めようということでございます。その上で、先ほど申し上げたように、皆さんとご相談の上の中で条例について考えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） そうですね。今、町長がおっしゃったように、やはりこれからまずきちんとかういった議論を進める基盤というのは考えていくということですので、今後ぜひこの人権をきちんと普及する活動とともに、こういった条例制定に向けて進むとは言いましたが、その基盤を検討いただいて、今後できればよい方向に進んでいただければという思いを込めて最後の質問としたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高橋 晃議員の質問を終結いたします。

次に、1番。鈴木洋子議員、登壇。

〔1番 鈴木洋子君 登壇〕

1 番（鈴木洋子君） 1 番鈴木洋子です。

私は、成人式セレモニー企画運営について、2点質問いたします。

成人式を迎えた方々は、これから一歩ずつ大人としての自覚を持ち、つらいことや苦しいことも乗り越えながら生きていかなければなりません。成人式は心の支えとなり、前向きな人生を歩んでいこうという一つの区切りとなります。成人式は生涯一人一人の心に残るセレモニーであってほしいと願う一心でこの質問をさせていただきます。

大人になったことを自覚し、みずから生きていこうとする青年を祝い励ます記念日として、昭和23年に制定されたのが成人の日です。また、昭和48年定例会や平成15年3月定例会においても、先輩議員が一般質問で成人式を取り上げております。

1点目です。互理町におけることしの成人式は男性212名、女性205名、計412名の方が成人を迎えることができました。ですが、この成人式を迎えることができなかった1名の女性がいます。あの東日本大震災で尊い命を失ってしまったのです。さぞ無念だったことと思います。そのことは決して風化させてはいけないことでもあります。

今回の成人式においては、震災で亡くなった方へ黙禱を行いました。来年、成人式の対象となる年齢の方々には震災で亡くなった方はいないと聞いております。ですが、親、兄弟など、震災で亡くなった方もおられることと思います。震災のことを後世に教訓として残すためにも、成人式の中で黙禱を毎年行うべきと考えます。また、町が行うほかの式典や行事、小中学校の卒業式などにも同様に黙禱を行ってはどうでしょうか。町長の考えを伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

成人式におきましては、式典の内容、記念品の中身など、全てが成人式実行委員会において決定されますので、町から強要させることはできないものと考えております。

次に、小・中学校の卒業式に黙禱を行ってはどうかということですが、3.11「みやぎ鎮魂の日」において、東日本大震災を風化させないための伝承や生き方を見直すなど、校長等の講話を通して児童・生徒に伝えていくことを行っておりますので、あえて卒業式などに黙禱を行うことは考えておりません。

町といたしましては、東日本大震災発生後、毎年3月11日に合同追悼式を開催し、式典中、震災発生時刻の午後2時46分に合わせて、会場内はもとより防災無線でも町内全域に呼びかけ、黙禱を行っております。この式典は、東日本大震災によりお亡くなりになられた多くの方々の鎮魂と町の復興を祈り、町民皆さんであの悲惨な出来事を忘れないことと、新たな町政の発展を心に誓うための式典として挙行し、その中で黙禱を行っており、大変意義深いものと考えております。

黙禱をささげるといふことは大変すばらしいことではあります。各行事等において、他の団体が執行部構成員となり実施していることが多いこと、式典や行事の目的もさまざまなことなどから、その実施する期間やタイミング等も含め、それぞれに考えた上で実施すべきものであり、一方的に町が決定するべきものではないと、そのように思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） やはり、東日本大震災の後、各地の行事でしばしば黙禱をしている光景が見られます。また、黙禱は既に亡くなった人に祈る気持ちをあらわすことです。無言のまま心の中で祈ることでもあります。町内においては、306名の尊い命が震災により失われました。式典において1分間の黙禱をしていただくということは、後世に伝えるべき大切なことだと思います。

あの東日本大震災により、当時幼稚園だったお子さんもいました。また、小学生だったお子さんもおりました。何年か先に成人式を迎えたり、小・中学校を卒業することができたと思います。そのときだけ黙禱をするのではなく、町の行事や式典にも、つまり小・中学生も黙禱を行ったほうがよいと、いずれの式典にもやはり別の意味で、後世に伝える意味で、何年か先までも伝える意味でも黙禱はとても大事で、そのことを行ってほしいという思いでこの質問をいたしました。そのことに関していかがですか。お答えください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大変すばらしいお気持ちであると思います。そしてまた、今申し上げましたように、いろいろ公式のこういった黙禱すべき行事については町としては黙禱を今後とも続けていきますし、また先ほど言いましたように行事の目的がさまざまでございます。したがって、それはそれぞれやる方々のお気持ちというか、尊いお気持ちでございます。いろんな場で黙禱をしなくても、それぞれはそれぞれ

の場所で恐らく黙禱をしていると思いますし、それは各自、あるいは各団体の判断にお任せしたほうがいいのではないかと思います。町でやるべきときはきっちりとやっていきたいとこのように思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） 町ではぜひ黙禱を行ってほしいと思い、では、次の質問に入ります。

2 点目に入ります。成人式は大人の第一歩として成人式の当事者に企画運営してもらおうというのは認識しています。そこで、成人式の企画運営をどこまで実行委員に任せているのか。また、町はどのようにサポートしているのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 中央公民館、いわゆる生涯学習課の所管で、所管が教育委員会ということなので、教育長より答弁いたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

式典の内容等の企画運営については、先ほど町長が申しあげましたように、実行委員会を組織し、その中で決定しております。具体的な中身でございますが、例えば当日の司会進行、謝辞を述べる方、記念品を受領する方等については、地区のローテーションをとっておるんですが、最終的には実行委員会の互選により決定しております。町ではどのようなサポートをしているかということでございますけれども、資料の提供、それから前年度の実施状況、例えば恩師からのメッセージというのを毎年のように配付しておるわけですが、実行委員の青年たちは恩師の住所とかどこの学校にいるかはわからないので、学校を通して転任した先生方の所在を確認する、それなんかは事務局というか、町でやっている。そういうことで情報を提供しているということでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） やはり、何年か続いてきた町の成人式のあり方や企画運営についても震災を機に見直してもよい時期になってきたのではないのでしょうか。いかがお考えか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 内容については私自身、大変すばらしいなと思っております。やはり

二十になった成人たちが責任を持って会を運営しようという決意があらわれた運営ではないかなと。各校の中学校生活でのビデオ放送、そしてまた式辞とかあるいは祝辞、そしてまた記念品受領と、非常にコンパクトにまとめられていて、亘理町の成人式は私も教員生活の中で、ほかの市町村をよく見えています。非常にすばらしい内容だと思っています。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） そうですね。私もことし成人式を迎えた息子がいましたので、とてもすばらしい成人式を迎えられたと感謝しております。

さて、やはり成人式を迎えるということは、親、行政、地域、皆さんの祝福があってこの成人式を迎えられたのではないかなと思います。そこで、やはり親から子へのメッセージということで、隣の柴田町で親からのメッセージというとても感動するメッセージがあったので、二、三、紹介いたします。

成人おめでとう。物おじせず、はきはきとしゃべる小さいころのあなたの姿を懐かしく思います。二十歳という節目の年齢にあなたは何を感じますか。親としては、あなたがここまで無事に育ってくれたことの喜びと安心感、そして期待する節目の年齢です。これからもいろいろなことに出くわし、重い決断を強いられることでしょうが、強い気持ちで乗り越えていってください。そして、いつの日か、あなたが親として自分の子供の成人の日に喜びを感じてくれればと願っています。

2 点目。成人おめでとう。一人っ子ということで、私たち親はもちろん、家族や親類などの愛情を一身に受けながら大きくなったのではないのでしょうか。きょうからは大人として自覚と責任を持って行動しなければなりません、失敗し悩んだりすることもあるでしょう。そんなときは、歌番組ではありませんが、明るく楽しく前向きに乗り越えてほしいと思います。中学校、高校を一日も休まなかった頑張り屋のあなたをいつまでも応援しています。

成人おめでとう。君が二十歳となり、心身ともに健康に成長してくれたことを喜んでいきます。高校卒業後すぐ就職して、実社会で2年ほど過ごしました。仕事の厳しさ、人づき合いの難しさを感じることでしょう。これまで家族に包まれ、育まれた愛情や思いやり、心の強さを糧に壁を乗り越え、充実した人生を送ってほしいです。これからの人生、自分を大切に、高い志と夢を抱いて、その現実に向け飛

躍することを願っています。いつまでも君を応援しています。

というような、こういった親からのメッセージが今後の大人としての道を歩いていくための大きな心の支えになるのではないのでしょうか。そういった言葉も、親からのメッセージなんかもこの成人式の中で取り組んではいかがかと思いますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほど、やっぱり子供たち、成人になったという自覚、式で自覚するという、町長の式辞とか、あるいはご来賓の祝辞の中にもあるわけがございます。子供にとっては、やっぱり恩師からのメッセージというのが非常に喜ぶだろうと思います。ただ、親からのメッセージというのはやっぱり各個人だと思うので、やはりこれは私の考えですけれども、自分の子供の成長過程を祝うと、しかも成人になった自覚を持ってもらいたいと、将来すばらしい人生を歩んでほしいというのは各家庭で直接子供にメッセージを送るというような方法でも十分対応できるだろうと。直接言うのは恥ずかしいとなれば手紙を書いて枕元に次の朝さっと置くとか、そういう方法もあるだろうと思いますので、今のところ町としてはこれまでのような考えでいきたいと。ただ、実行委員会がどういう判断をするかは彼らの考え方に任せていきたいと思っています。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） 実行委員も初めてのことでよくわからないこともあるので、やはり行政がしっかりとサポートしていただきたいと思います。それと、行政だけがサポートするのではなく、保護者のボランティアを呼びかけたり、地域の人たちにも協力してもらい、新しい企画、個性的な心に残る企画を考え、ともに成人を祝福するような官民一体となっていくような運営がよいかなと思うのですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ボランティアということで、女性の晴れ着の記念写真を撮るとききちっと直していただいて、一生忘れられないような写真を撮っていただいているわけですので、決してボランティアが一切ないというわけではございません。ただ、あり方等については、今後実行委員会で、我々町側としましては実行委員会を最大限尊重しますので、実行委員会の中でもっともっとボランティアを入れてほ

しいという要望があれば、それは考えていくとなると思いますけれども、いずれにしましても、町としては最大限のサポートをしているという考えでおります。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） 来年の成人式の実行委員はいつどのように募集し、何名ぐらい集まり、企画運営しているのですか。伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） では、具体的なことなので、担当の生涯学習課長に答弁させます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 成人式の準備につきましては、10月から実行委員会を開催しておりますので、9月に広報等で呼びかけをしてございます。従来、広報で公募するわけでございますけれども、実際に応募していただける方は年に1人か2人くらいで、とつても実行委員会の運営には足りないということから、毎年こちらから当時の各中学校の役員さんとか、そういう方々にお声がけをして友達を紹介してもらい、あるいはオーストラリアに派遣された中学生の中から応援をもらったりということで、毎年各中学校四、五名、ですから約20名で運営してございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） やはり私もお聞きしたところによりますと、実行委員を募集してもなかなか人が集まらないとお聞きしました。やはりそれでは運営を担ってもらうにはなかなか集まってもらうのも大変だなと思いますので、そこに集まってもらって実行委員になってもらう人には何か特典などをつけてみて募集をかけてみたらいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 何か特典をとということでございますけれども、特にそういった予算は計上しておりません。今現在、司会進行していただいた方、それから謝辞を読んでいただく方、それから代表で記念品を受領していただく方々にはご協力御礼ということでプリペイドカードをお渡ししているというのが実情でございます、誰か1人見つかり、お友達が次々といいですよということで協力していただけますので、毎年20名くらいで運営しているのが実情でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） それでは、やはり19歳ですか、来年成人式を迎える方ではなく、その後を迎える後輩の方にもお声をかけてもらって成人式のお手伝いなんかをしてみようということなんかはいかがですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） その年に参加される方々が自分たちの記念に残る式典に盛り上げていきたいということでご協力をいただいておりますので、その後輩とかからご助言とかご協力をいただくといっても、当日何も出番がないものですから、やはり当日主となる新成人の方々にご協力をいただくということで考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） 盛り上げるという点でなんですけれども、やはり成人式のセレモニーにわたりんのゆるキャラですか、それを出場させて迎え入れてはどうかという思いがあるんですけれども、山元町でもホッキーくんってあるんですけれども、ホッキーくんが成人式でお迎えをするということをお聞きしましたので、亘理もぜひせっかくなわいらしいわたりんがいますので、新成人へのアピールにもなるかと思っておりますので、ぜひわたりんのお出迎えというかお目見えを、成人式のセレモニーに出場させるということはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 先ほども申しましたとおり、実行委員会で内容をご検討いただいております。情報の一つとして提供してまいりまして、実行委員会で必要かどうか練っていただくということで検討させていただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） ぜひ、情報として提供して、わたりんを出場させていただきたいと思っております。

それで、その次、記念品贈呈として町では記念写真を贈呈していますが、近隣市町では記念写真は撮ってはいるんですけれども、贈答品にしているところはまずなくなってきています。2市9町では亘理町だけで、そこは高く評価したいと思っております。ちなみに、山元町の成人式では、贈呈品はありません。岩沼市は図書カード、名取市は特産のカーネーションとバラの花束です。そこで、亘理町の記念写真の撮影の写し方について伺います。

記念写真は中学校ごとに撮りますが、亙理中学校と逢隈中学校はなぜ男子と女子を別々に撮影するのですか。伺います。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 議員も今回記念品として郵送されたと思いますが、写真のほう、吉田中学校区と荒浜中学校区については人数が少ないので、大きめの顔にプリントされるということで、誰が誰だかわかるようになっているんですけども、逢隈中学校区と亙理中学校区、1枚におさめてしまうと、誰が誰だか真っ黒くなって見えなくなります。そのために、男性と女性を分けまして写真を撮りまして、2枚を1セットでお配りしているというところがございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） 何かちょっとお聞きしたんですけども、やはり2枚で抱き合わせにして小さくて見えにくいという、男性と女性が分かれてとても暗い印象だという声が聞こえたので、この質問をしました。中学校当時のクラスごとに撮影することはできないのでしょうか。伺います。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員に申し上げます。ただいまの発言は通告外でありますので、通告に従って一般質問をするようにご注意をいたします。

- 1 番（鈴木洋子君） はい。私としては、成人式企画運営セレモニーに関連することだと思ひ質問いたしました。

はい、では、これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これをもって、鈴木洋子議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時30分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 安 藤 美 重 子

署 名 議 員 百 井 い と 子